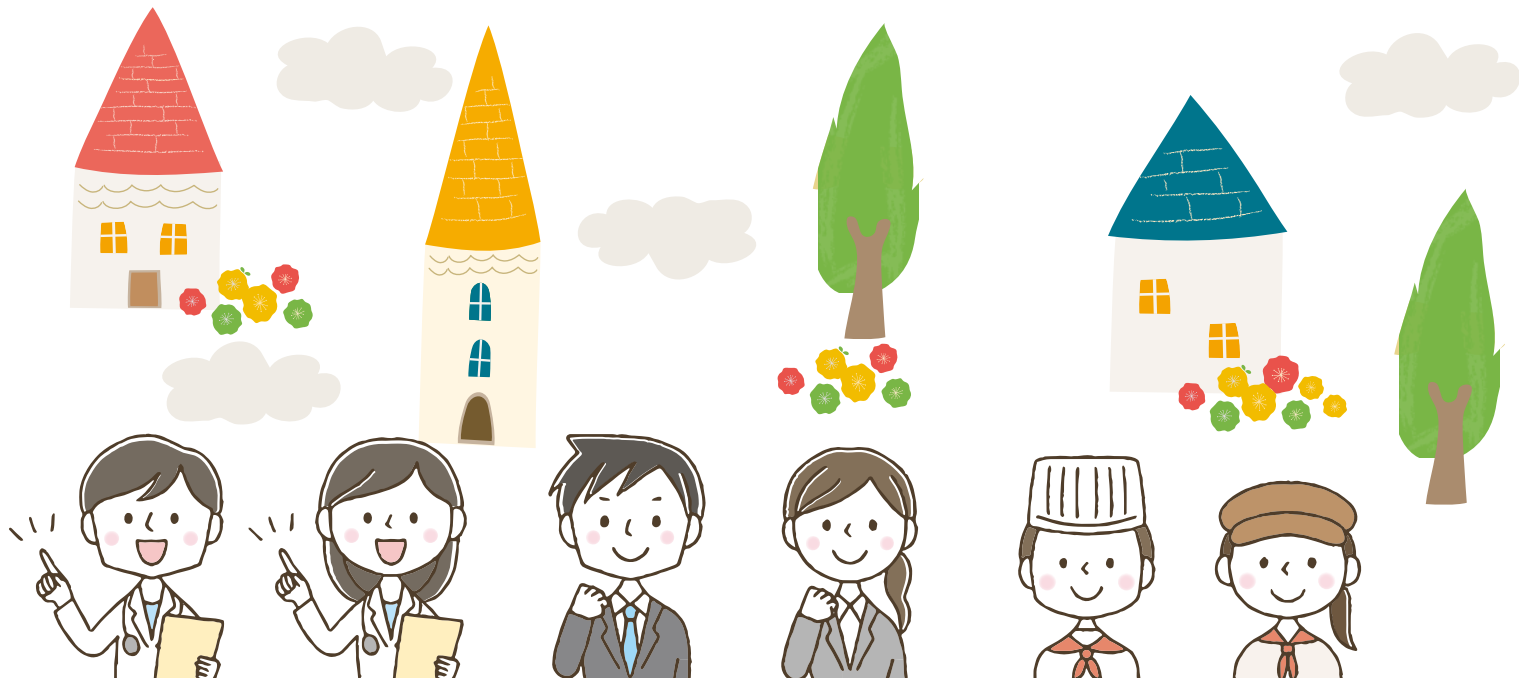




第2次 勝央町男女共同参画推進基本計画

～ 男女ともに安心して暮らせる 調和のまち 勝央町 ～



令和4年3月
勝央町

はじめに

近年、少子・高齢化、家族形態の多様化は、勝央町にも例外なく押し寄せてきています。また、経済や社会のグローバル化、AI や ICT 社会の進展など、社会情勢は急速に変化しており、私たちを取り巻く生活様式や地域社会の在り方にもさまざまな影響を与えています。

加えて、昨今は、新型コロナウイルス感染症が、仕事や生活に多大な影響を及ぼしています。オンライン活用による新たな可能性が見出されている一方で、生活不安やストレス、在宅時間増加等により、DV（配偶者暴力）や性暴力の深刻化が懸念されるなど、コロナ下で男女共同参画の課題が顕在化しています。

このような中、町民一人ひとりが豊かにいきいきと暮らしていくためには、男女がお互いを尊重し合い、それぞれの個性や能力を認め合いながら、その力を十分に発揮できる持続可能な社会づくりを進めなければなりません。

勝央町では、平成 22（2010）年 7 月に「勝央町男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会の実現に向けて第一歩を踏み出しました。平成 24（2012）年 3 月には「勝央町男女共同参画推進基本計画」を策定し、男女それぞれの人権を尊重した社会の実現に向けてさまざまな取り組みを進めております。

10 年が経過し、男女平等の意識は高まりつつあるものの、固定的な性別役割分担意識や、配偶者や恋人間での暴力など、まだまだ課題があるのが現状です。そこで、第 1 次基本計画の基本理念である「男女ともに安心して暮らせる 調和のまち 勝央町」の実現に向けて、これまでの取り組みを継続しつつ新たな課題に対応した「第 2 次勝央町男女共同参画推進基本計画」の中に「女性活躍推進計画」と「DV 防止基本計画」を盛り込む形で策定しました。

今後、この新たな計画に基づき全力で取り組んでまいりますので、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、意識調査にご協力いただきました町民の皆様や企業・団体の皆様、貴重なご意見とご助言を賜りました勝央町男女共同参画推進審議会委員の皆様並びに関係各位に対しまして、心から御礼を申し上げます。

令和 4 年 3 月

勝央町長 水嶋 淳治



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
5 計画の背景	3
第2章 勝央町の現状	6
1 人口と世帯の推移	6
2 未婚率の推移	7
3 就労の状況	8
第3章 計画の基本的な考え方	10
1 計画の基本理念	10
2 計画の基本目標	11
3 計画の体系	12
第4章 計画の内容	13
基本目標1 男女共同参画社会実現のための基盤づくり	13
基本目標2 男女がともに活躍できる社会づくり	21
基本目標3 男女が安全・安心に暮らすことができる社会づくり	28
第5章 計画の推進	41
1 庁内における推進体制の充実	41
2 勝央町男女共同参画推進審議会の開催	41
3 計画の進行管理	41
4 国、県等との連携	41
資料編	42
勝央町男女共同参画推進条例	42
勝央町男女共同参画推進条例施行規則	45
勝央町男女共同参画推進本部設置要綱	46
勝央町男女共同参画推進審議会委員名簿	47
勝央町男女共同参画推進本部 推進本部員・作業部会員名簿	48
勝央町男女共同参画推進本部体制図	49
男女共同参画社会基本法	50
第5次男女共同参画基本計画の概要	54
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	56
女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の概要	63
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	65
勝央町民意識調査の概要	74

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21 世紀における最重要課題と位置づけています。

本町では、平成 22 年度に、町の将来構想にとっても男女共同参画が不可欠であるとの認識の下、「勝央町男女共同参画推進条例」の制定を行いました。その後、平成 24 年 3 月、「勝央町男女共同参画推進基本計画」を策定し、同計画に基づき男女共同参画社会実現に向けた各種施策を推進してきました。平成 28 年度には計画の中間見直しによる改訂版の策定も行いました。しかし、男女共同参画社会の実現に向けて、解決しなければならない課題は依然として多く存在しています。

また、今後も生産年齢人口の減少による経済成長力の低下が懸念される中、平成 27 年 9 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定され、様々な分野での女性の活躍への期待と関心が一層高まりつつあります。

この度、計画の期間が令和 3 年度で終了することから、これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進するため、「第 2 次勝央町男女共同参画推進基本計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、勝央町男女共同参画推進条例第 9 条第 1 項に基づいて策定される、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」であり、勝央町における男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施を目的とするものです。

なお、「第 4 章 基本目標 2 男女がともに活躍できる社会づくり」を達成するための取組には、女性の職業生活における活躍の推進に係る取組を含んでおり、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村女性活躍推進計画）」を包含した計画と位置づけます。

また、「基本目標 3 男女が安全・安心に暮らすことができる社会づくり」の「主要課題 1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶」に係る部分は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項に基づく基本計画（DV 対策基本計画）としても位置づけ、施策を一体的に推進することとします。

策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」、「女性活躍加速のための重点方針」、岡山県の「第5次おかやまウィズプラン」及び「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を踏まえるとともに、「第5次勝央町振興計画」や町におけるその他の計画との整合を図っています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。

ただし、具体的な施策については、令和8（2026）年度までの5年間とします。また、今後の社会情勢や環境の変化などに応じて見直すものとします。

4 計画の策定体制

（1）男女共同参画社会づくりに向けた各種調査の実施

本計画の策定に先立ち、町民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権に関する意識・実態等を把握するために、町民意識調査及び団体アンケート調査を実施しました。

町民意識調査及び団体アンケート調査の実施概要

調査対象	● 町内在住の20歳以上の男女1,000人（無作為抽出） ● みまさか商工会に登録があり、町内に事務所を置く事業所、工業団地内の事業所及び公共的団体等50事業所
調査方法	● 郵送による配布・回収（一般町民） ● 郵送による配布・回収（事業所）
調査期間	● 令和3年8月2日～16日（一般町民） ● 令和3年7月29日～8月16日（事業所）
回収結果	● 有効回収数：335件 / 有効回収率：33.5%（一般町民） ● 有効回収数：12件 / 有効回収率：24%（事業所）

（2）勝央町男女共同参画推進審議会における審議

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係行政機関の職員、社会活動団体の代表、公募の委員等で構成する「勝央町男女共同参画推進審議会」において、必要な事項について審議を行いました。

（3）パブリックコメントの実施

令和3年12月10日から1か月間、町ホームページ及び教育委員会において計画素案を公表し、町民からの意見を募集しました。

5 計画の背景

(1) 世界の動き

- 国際連合が「国際婦人年」と定めた年、昭和 50（1975）年に、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」における「平等、発展、平和」を目標にした「世界行動計画」の採択をきっかけに、世界規模での男女平等の取組が行われるようになりました。
- 昭和 54（1979）年、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野において男女の平等を実現するために必要な条約を定めました。
- 平成 7（1995）年、北京で開催された第4回世界女性会議において、「ナイロビ将来戦略」の完全実施と「北京宣言」や「行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」では、女性と貧困、女性への暴力など 12 の重大な問題に対する戦略的目標とそれに対して平成 12（2000）年までに各国が取るべき行動が掲げられました。また、この「第4回世界女性会議」で DV 防止法の基盤となる、女性への暴力、貧困についての問題が初めて取り上げられました。
- 平成 17（2005）年には、第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況を再確認し、「宣言」と「決議」が採択されました。
- 平成 22（2010）年には、「第 54 回女性の地位委員会（北京+15）」を開催し、これまでの取組や今後の課題についての確認を行っています。
- 平成 27（2015）年の国連サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」において、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る「ジェンダー平等の実現」などの目標が定められました。

(2) 国の動き

- 昭和 60（1985）年、職場での男女平等を確立するため、「勤労婦人福祉法」の大幅な改正を行い、女性が家庭と仕事を両立できるようにつくられた「男女雇用機会均等法」を公布、その翌年に施行しました。
- 平成 6（1994）年には、男女共同参画社会の実現に向けて総合的、効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置され、推進体制の整備が行われました。また、男女共同参画審議会の答申による「男女共同参画ビジョン」に基づいて、平成 8（1996）年には新国内行動計画「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

- 平成 11（1999）年に男女共同参画社会を実現する上で法的な根拠となる「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成 12（2000）年に基本法第 13 条に基づく法定計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 平成 13（2001）年 1 月の中央省庁等改革により、「男女共同参画室」を改組して内閣府に「男女共同参画局」を設置し、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定されるなど、女性施策から男女共同参画の視点を反映させた施策へと進展しています。
- 平成 13（2001）年、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護を図るための「DV防止法」が施行されました。「DV防止法」は、平成 16（2004）年、平成 19（2007）年、平成 25（2013）年に一部改正が行われ、保護命令の拡充や適用対象の拡大などが図られました。
- 平成 27（2015）年に、女性の働く意欲を実現につなげるための「女性活躍推進法」が制定され、国、地方公共団体、民間事業者に、女性の採用や管理職の比率などの目標や取組などを内容とした「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられました（令和 4 年 4 月 1 日から、労働者が 101 人以上 300 人以下の民間事業所についても義務化）。
- 令和 2（2020）年 12 月、「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定され、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう、取組が定められました。

（3）岡山県の動き

- 平成 9（1997）年 4 月、知事を本部長に置き、全部局長で構成された岡山県男女共同参画推進本部を設置して、全庁的な推進体制の整備を図りました。
- 平成 11（1999）年 4 月、男女共同参画社会づくり推進のための拠点施設として、「岡山県男女共同参画推進センター」を開設しました。この男女共同参画センターは、「男女が共に」という意味を込めた「ウィズセンター」という愛称で呼ばれています。
- 平成 13（2001）年 3 月には、県の基本計画として「おかやまウィズプラン 21」を策定しました。この計画の期間は、平成 13（2001）年度～平成 17（2005）年度となっています。
- 平成 13（2001）年 10 月、「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」を施行しました。
- 平成 18（2006）年、社会情勢の変化と諸課題に対応する「新おかやまウィズプラン」が、平成 23（2011）年に、「第 3 次おかやまウィズプラン」が、平成 28（2016）年に、「第 4 次おかやまウィズプラン」が策定されました。
- 平成 25（2013）年に改正された「DV防止法」の内容を踏まえ、平成 26（2014）年に、「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」が一部改正され、適用の範囲が拡大されました。

- 令和3（2021）年に、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響など、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、「第5次おかまウィズプラン」が策定されました。

（4）勝央町の動き

- 平成 11（1999）年に施行された「男女共同参画社会基本法」を受けて、本町では教育委員会が男女共同参画における担当部局となりました。
- 平成 22（2010）年7月には「勝央町男女共同参画推進条例」が施行され、男女共同参画推進計画の策定や、男女共同参画へ向けて具体的施策を進めていくこととなりました。平成 23（2011）年5月に、「勝央町男女共同参画推進条例施行規則」と「勝央町男女共同参画推進本部設置要綱」を施行しました。
- 平成 24（2012）年3月、男女が性別にかかわらず、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、「勝央町男女共同参画基本計画」を策定しました。
- 平成 29（2017）年3月、「勝央町男女共同参画基本計画」を一部改訂しました。

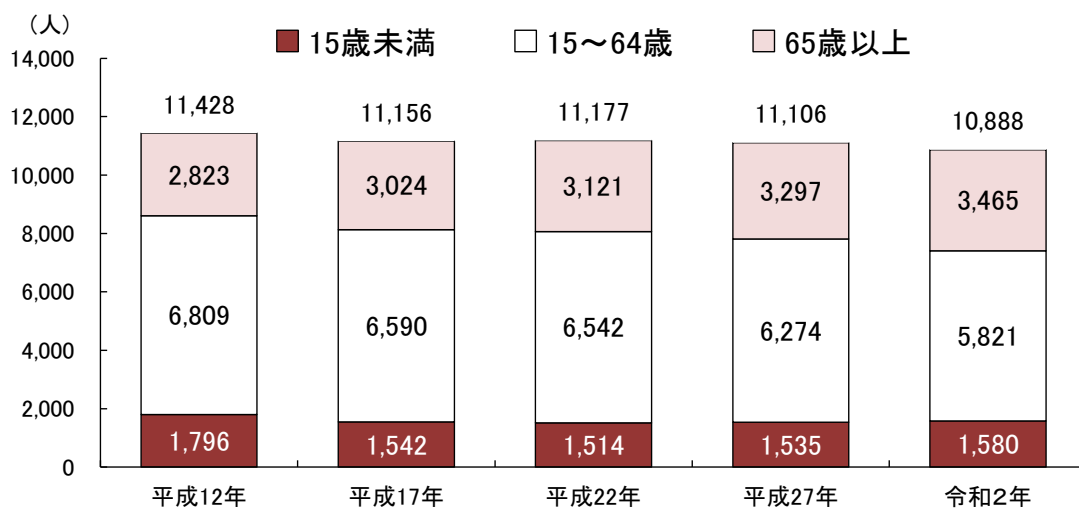
第2章 勝央町の現状

1 人口と世帯の推移

本町の人口・世帯数の推移をみると、15歳未満の年少人口は、平成22（2010）年から増加傾向にあるものの、65歳以上の高齢者人口は、平成12年（2000）年の1,623人から令和2（2020）年にかけて642人増加しており、高齢化の進行がうかがえます。

また、総世帯数の推移をみると、平成12年（2000）年から令和2（2020）年まで増加傾向にあります。また、1世帯あたり人員は、令和2（2020）年には2.67人となっており、世帯人員の減少が進行しています。

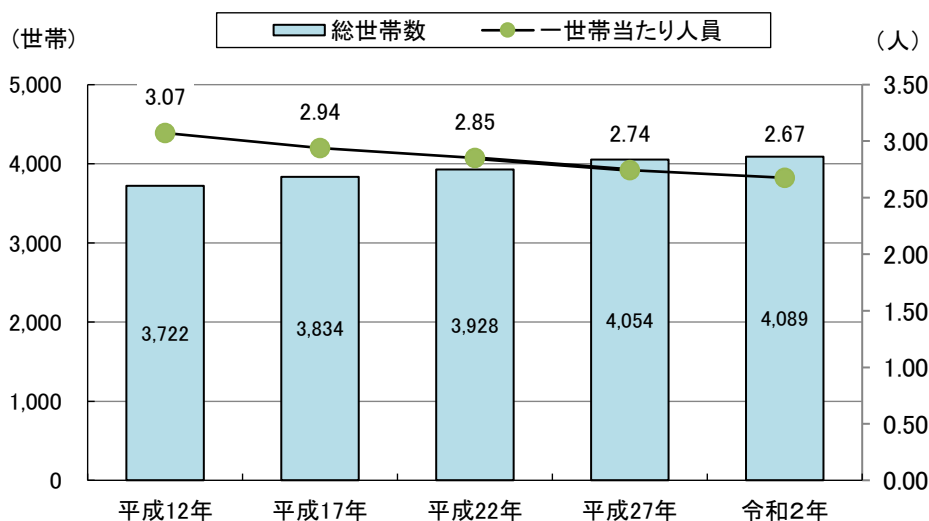
図表 1 年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査（総人口は年齢不詳を含む）

各年 10月1日現在

図表 2 総世帯数の推移



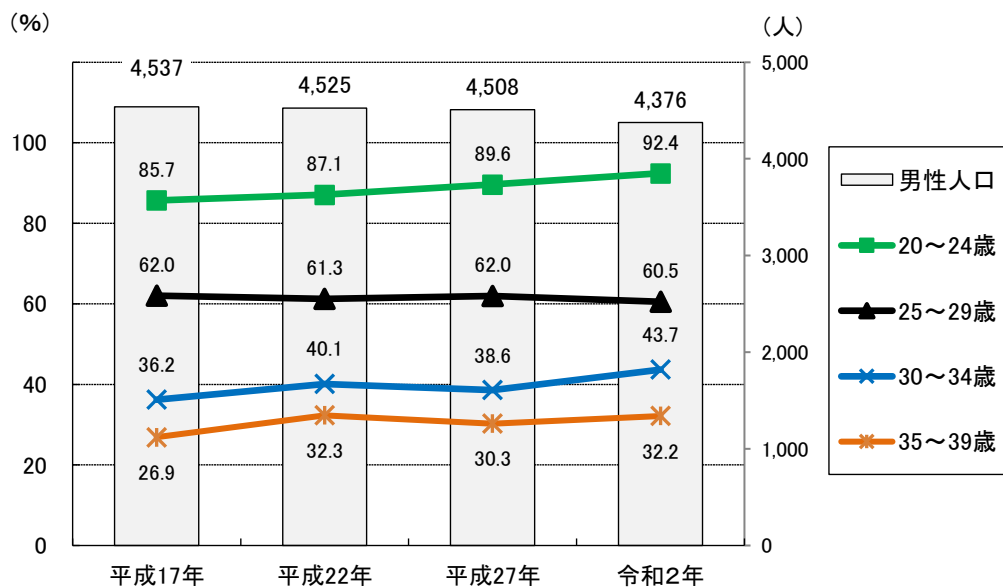
資料：国勢調査

各年 10月1日現在

2 未婚率の推移

総人口における20歳以上39歳以下の未婚率を年齢階層別にみると、平成17(2005)年に比べ令和2(2020)年では、男女ともに25～29歳は横ばいに推移しているものの、それ以外の年齢階層では上昇傾向にあり、本町の晩婚化が進んでいることがわかります。

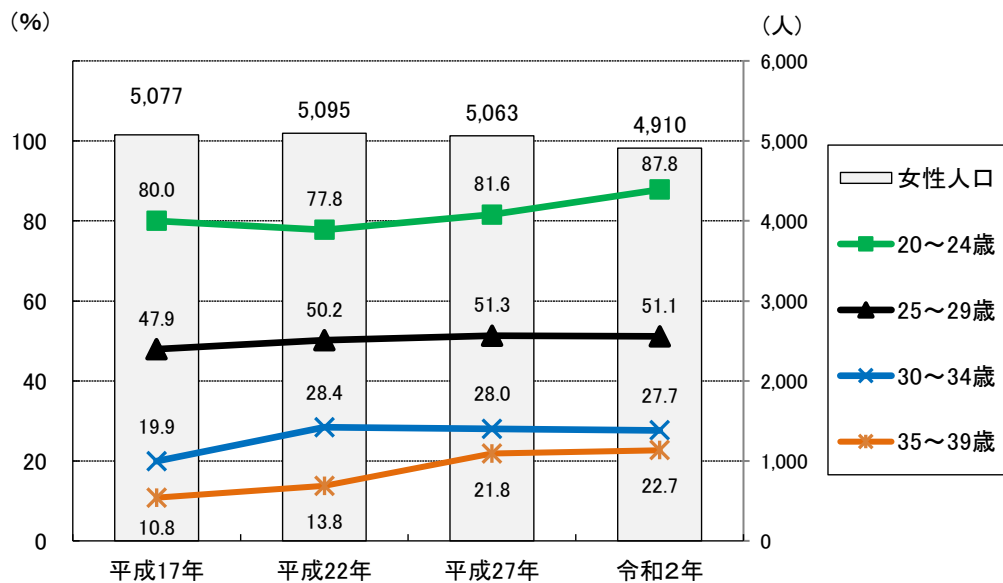
図表 3 未婚者数の推移（男性）



資料：国勢調査

各年 10月1日現在

図表 4 未婚者数の推移（女性）



資料：国勢調査

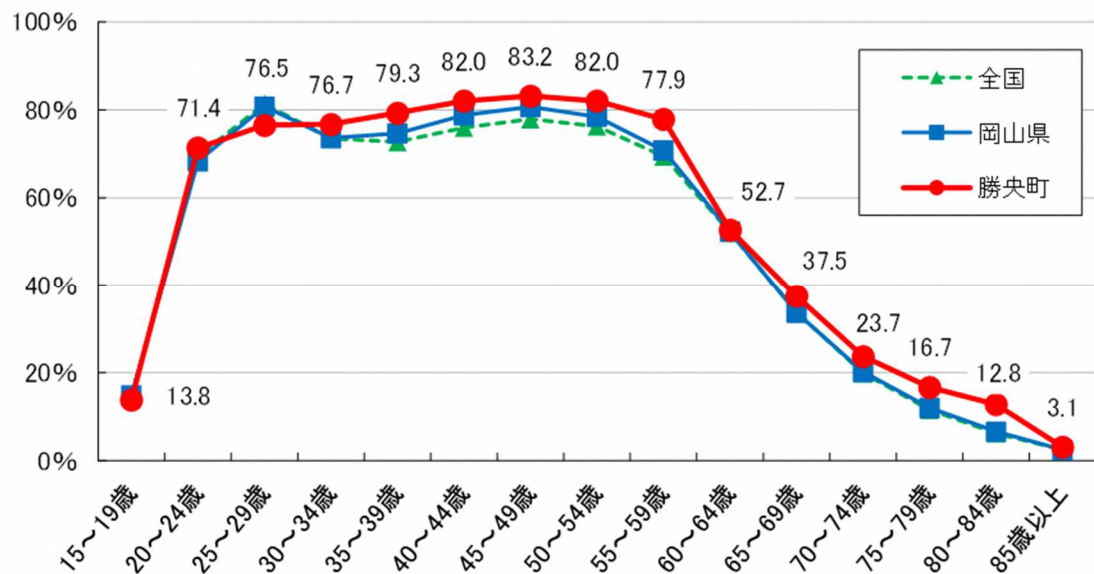
各年 10月1日現在

3 就労の状況

(1) 女性の労働力率の推移

本町の女性の年齢別労働力率は、出産、育児期にあたる30歳代で低くなっており、M字カーブを描いています。また、全国や県と比較すると、本町においては15～19歳および25～29歳以外のすべての年代の労働力率が上回っていることがわかります。

図表 5 女性の年齢階層別労働力率



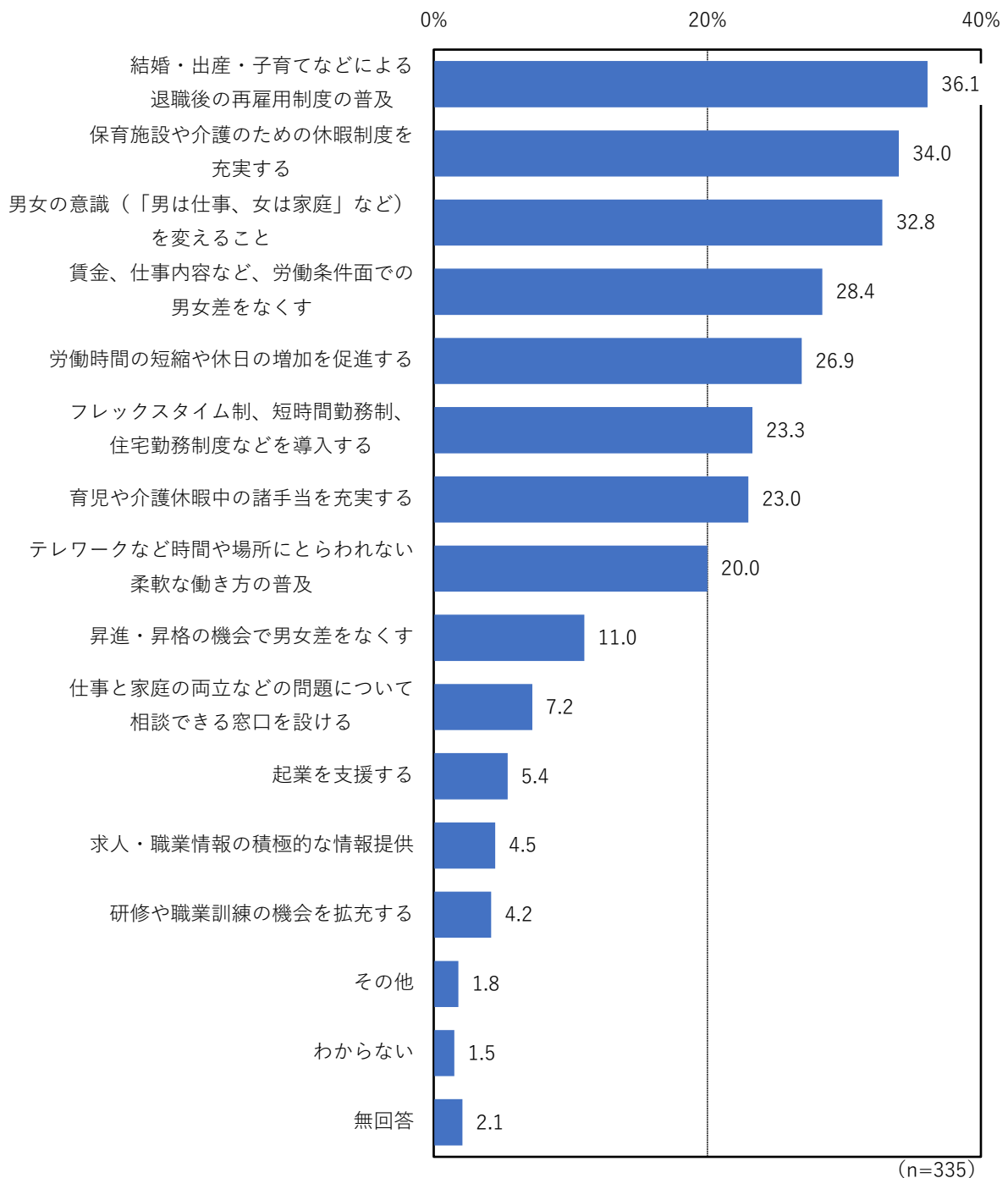
資料：国勢調査

平成27年10月1日現在

(2) 仕事と家庭の両立について

町民意識調査によると、男女がともに「仕事と生活の調和」を図るために必要なことでは、「結婚・出産・子育てなどによる退職後の再雇用制度の普及」と回答した人の割合が最も高く、36.1%となっています。次いで、「保育施設や介護のための休暇制度を充実する」(34.0%)、「男女の意識(「男は仕事、女は家庭」など)を変えること」(32.8%)と続いています。

図表 6 男女がともに「仕事と生活の調和」を図るために必要なこと



資料：勝央町男女共同参画に関する町民意識調査 令和3年(2021)年

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保され、そのことによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担う」社会です。

この計画では、勝央町男女共同参画推進条例に規定する次の6つを計画の基本理念とし、社会の制度や経済の変化によって左右されることのない、ゆるぎない男女共同参画社会の実現をめざします。

また、第1次計画までの基本理念「男女ともに安心して暮らせる 調和のまち 勝央町」をキャッチフレーズに、これまでの取り組みを継続しつつ、新たな課題に対応するための取り組みも織り交ぜながら、施策を推進します。

《 本計画のキャッチフレーズ 》

男女ともに安心して暮らせる 調和のまち 勝央町

《 基本理念 》

- 1 男女が、性別により差別的扱いを受けることなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、個人としての尊厳が重んぜられること。
- 2 性別による固定的な役割分担等を反映した社会の制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮すること。
- 3 男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 4 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動と、社会生活における活動とを両立して行うことができること。
- 5 男女が互いの性に関して理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について互いの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- 6 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

2 計画の基本目標

基本目標 1 男女共同参画社会実現のための基盤づくり

男女がお互いの人権を尊重し、性別によって生き方や働き方が制限されことなく、その個性と能力が十分発揮できるよう、男女共同参画社会実現のための基盤づくりを進めます。

基本目標 2 男女がともに活躍できる社会づくり

男女がともに様々な分野に参加し、対等な立場で参画できるための環境整備や、自らの意思によって女性が職業生活を営むにあたり、その個性と能力を十分に発揮できるようにするため、男性の長時間労働の削減等の働き方の改革や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、町民、事業者等への啓発を進めます。

基本目標 3 男女が安全・安心に暮らすことができる社会づくり

従来の固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに支えあいながら、家庭生活や地域活動に主体的に参画し、健康で、暴力のない安全・安心な暮らしづくりを進めます。

3 計画の体系

計画の基本目標は以下のとおりです。

男女ともに安心して暮らせる調和のまち勝央町

△ 本計画のキャッチフレーズ ▽

基本目標 1 男女共同参画社会実現のための基盤づくり

- 主要課題 1 制度や慣行の見直しと意識改革の促進
- 主要課題 2 人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
- 主要課題 3 国際社会への貢献と多文化共生社会づくり

基本目標 2 男女がともに活躍できる社会づくり

女性活躍推進計画

- 主要課題 1 政策、方針決定における女性の参画拡大
- 主要課題 2 働く場における男女共同参画の推進
- 主要課題 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

基本目標 3 男女が安全・安心に暮らすことができる社会づくり

- 主要課題 1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
- 主要課題 2 生涯にわたる男女の健康支援
- 主要課題 3 様々な困難を抱える人への支援
- 主要課題 4 家庭における男女共同参画の促進
- 主要課題 5 地域社会への男女共同参画の促進

DV防止基本計画

第4章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画社会実現のための基盤づくり

主要課題1 制度や慣行の見直しと意識改革の促進

【現状と課題】

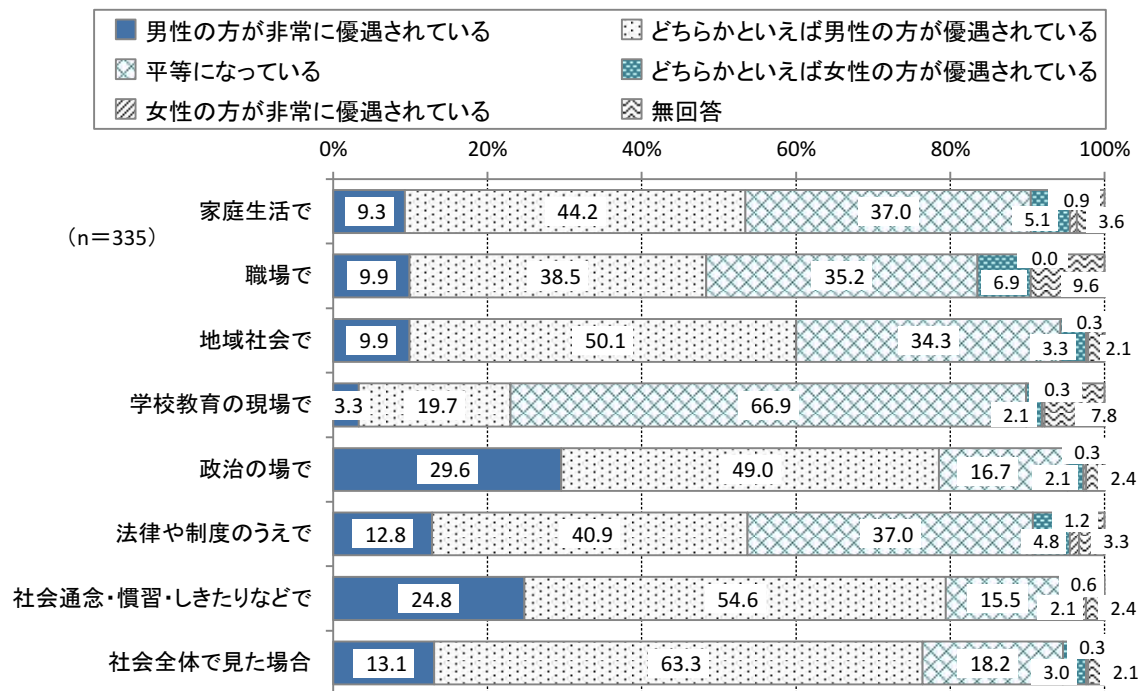
男女が互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において対等な立場で参画していくことが必要です。

しかし、町民意識調査の結果を見ると、社会全体での男女の地位の平等感については、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した人の76.4%に対し、「平等である」と回答した人はわずか18.2%にすぎず、依然として男女の不平等感は解消されていません。

また、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人が全体の24.8%を占めており、法律や制度面での男女平等は進みましたが、まだまだ固定的な性別役割分担意識が残っている様子がうかがえます。こういったことが男女間の格差や不平等を生み出し、女性の社会進出を妨げる要因となっており、それは同時に男性にとっても仕事以外の多様な領域への社会参加を妨げることとなっています。

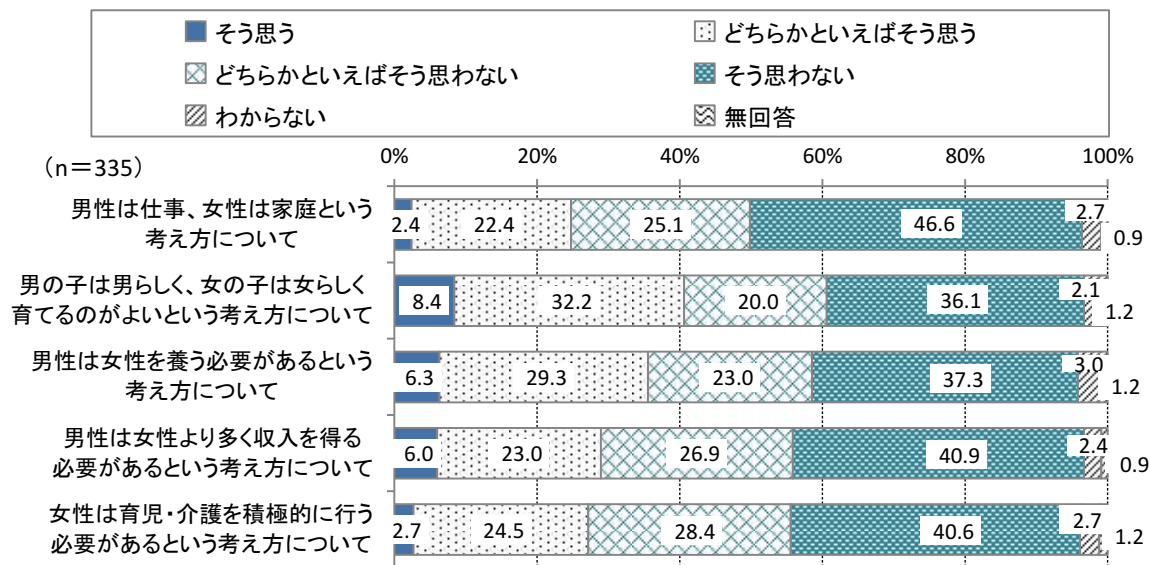
男女共同参画社会の実現を図るためには、町民一人ひとりが自分の中にある固定的な性別役割分担意識に気づき、見直すことが重要です。そのためには、家庭、職場、地域といった様々な場において、社会のしきたりや慣行を見直す機会を増やすとともに、町民の意識改革を促進するための効果的な情報提供や啓発を行っていく必要があります。

図表 7 男女の地位の平等感



資料：勝央町男女共同参画に関する町民意識調査 令和3年（2021）年

図表 8 男女の意識の問題に関する考え方について



資料：勝央町男女共同参画に関する町民意識調査 令和3年（2021）年

【施策の方向】

① 人権尊重・男女共同参画意識の啓発

男女が互いにその人権を尊重し、ともにあらゆる分野に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮できるという男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発に努め、町民の理解と関心を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識に基づく社会慣行の見直しと、多様な男女の生き方や働き方に関する町民の意識改革を促進します。

施策項目	施策項目の実施内容
広報紙等による意識啓発	男女共同参画に関する情報を積極的に発信するため、広報しょうおう、町ホームページ等で啓発を促進します。
男女共同参画に関する講座、講演会などの開催	男女共同参画について、講演会などを開催し、周知と理解を深めるよう努めます。
地域団体、社会活動団体へ向けた人権尊重の意識啓発	地域で男女共同参画に関する活動をしている団体について広報しょうおうや町ホームページを使い地域団体への意識啓発と、男女共同参画の必要性を提言して各団体における女性参画の促進を図ります。
若者における男女共同参画意識の啓発	若者を対象とした男女共同参画に関する講演会、講座等の開催を行い、男女共同参画社会づくりへの意識を啓発することをめざします。

② 男女共同参画に関する情報収集、調査、研究の推進

町民に対する適正な情報提供による啓発推進のため、男女共同参画に関する現状把握のための調査・研究や、国・県及び他市町村の男女共同参画施策等に関する情報収集・提供を行います。

施策項目	施策項目の実施内容
法律や制度の理解促進のための取組	男女の人権、男女共同参画に関係の深い法律や制度に関する広報や周知に努めます。
男女共同参画関連情報の収集・提供	男女共同参画を取り巻く状況に関する国・県・他市町村の各種統計・意識調査や施策内容等についての情報収集と情報提供に努めます。
審議会、委員会における女性の登用状況調査の推進	女性参画の拡大において目標に近づくことができる取組を進めるため、審議会や委員会などを設置している各部署の調査を行い現状の把握に努めます。
働く女性のための人材情報の収集と提供	働く女性のために、調査した人材情報の収集と提供を行い、働く女性の職域の幅が広がるように努めます。
町民意識調査の実施	本計画の改定時には、男女共同参画に関する町民意識調査を行い、調査結果の分析とその結果の公表を行います。

③ メディアにおける男女共同参画の推進

メディアリテラシーの向上に資する取り組みの実施や女性の人権を尊重した表現に配慮していくとともに、固定的な役割分担意識や女性の人権を侵害した表現をなくすために、町民や行政内に対して正しい表現を学べる場や情報提供を行います。

施策項目	施策項目の実施内容
不適切表現、情報の排除に向けた取組	受け手である町民が、メディアからの情報をそのまま受け取らず主体的な理解を可能とするための講演会等を実施するよう努めるとともに、地域のメディアへ対して、人権を尊重した情報発信の働きかけをします。
男女共同参画の視点に立った町の広報、情報誌の作成	広報や町が発行する情報誌の中で、使用する言葉や掲載するイラストなどに男女の性差別的表現が含まれていないよう確認を行い、男女共同参画の視点に立った刊行物を作成します。
性差別表現をなくすための啓発	行政において、メディアの課題、不適切表現について調査、研究を行い、男女の性差別表現をなくすための職員研修などの実施を検討します。 また、企業においては、男女の性差別表現を使用しないよう啓発に努めるよう推進します。 さらに、町民に対しては、人権啓発に関する講座を開催し、正しい表現を学習する環境づくりに努めます。

【評価指標と数値目標】

評価指標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の町民の割合	71.7% (令和3年度)	80%

主要課題 2 人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

【現状と課題】

本町では、これまでも子どもの発達段階に応じ、人権尊重・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・学習を推進してきました。町民意識調査結果を見ても、男女の地位の平等感について、学校では「平等である」とした割合が66.9%と最も高く、他の分野に比べると、男女平等が進んでいると感じている人が多いことがわかります。しかし、家庭生活や職場、しきたりや慣習などでは男性が優遇されていると感じている人の割合が高いため、男女平等をはじめとする人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習は、今後も一層の推進が求められます。

乳幼児期における保護者の言動や考え方あるいは地域社会にあるしきたりなどが子どもに与える影響は大きく、親から子どもへ無意識のうちに受け継がれていく場合もあります。町民意識調査の結果を見ると、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる」という考え方に賛成する回答が約4割となっており根強いものがあります。家庭や地域における教育・学習の取り組みの中で、男女共同参画社会に対する正しい理解を深める学習機会を提供していくことも重要です。

児童・生徒一人ひとりが自らの個性に応じた生き方の選択ができるよう、主体的に進路を選択する能力を身につけ、幅広い分野に進むことができるようなキャリア教育の充実が求められています。

【施策の方向】

① 学校等における男女共同参画の教育、学習の推進

幼い頃からの発達段階に応じ、人権尊重・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育を推進するとともに、社会的性別（ジェンダー）に基づいた固定的な役割意識を植え付けないよう、日常の教育活動の点検・見直しを進め、学校等における男女共同参画の推進と充実を図ります。

施策項目	施策項目の実施内容
幼児、学校教育における男女平等教育の推進	出席名簿や並び方、係り、班編成、性別にとらわれない遊びの環境構成などの工夫において、保育園、学校と連携しながら男女平等の視点を取り入れるよう推進します。
主体的に進路選択する力を身につけるキャリア教育の充実	児童・生徒が将来の自立に向けて、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、自らの生き方を考え、自分の意思と責任で進路を選択し決定する能力・態度を身につけることができるよう、キャリア教育の充実を図ります。
保育士、教職員への研修の充実	保育士、教職員の指導力アップを図るため、道徳教育における研修の充実に努めます。

施策項目	施策項目の実施内容
中学、高等学校における職場体験学習の実施	中学、高等学校において、職種の中で性別による区別を行わないよう、職場体験学習を実施します。
人権教育、男女共同参画についての講座の開催	学校の中で、人権教育や男女共同参画についての講座を開催し、男女平等への意識啓発と理解を深めることを推進します。

② 家庭や地域における男女共同参画の教育、学習の推進

男女共同参画意識を高める教育、学習機会の充実に努めるとともに、教育、学習機会への参加促進を図ります。

また、行政内においても意識啓発、浸透を図るため、職員研修や男女共同参画に関する学習機会を設けます。

施策項目	施策項目の実施内容
充実した家庭教育事業の推進	家庭教育関係団体の協力による世代間交流、子育て支援事業の実施や、家庭教育団体との連携を強化して家庭教育の充実に努めます。
女性のエンパワーメントのための講座等の実施	女性のエンパワーメントのための講座等を実施するとともに、県等が主催する同種講座等の情報提供に努めます。
町内で開催される行事の充実	町内で開催される行事について、男女共同参画の視点に立った取組の拡大に努めます。
人権啓発事業の促進	指導者の養成を進めるため、県等が主催する人権教育リーダー養成講座の開催、参加を促します。 また、男女共同参画週間、人権週間には、講演会やパネル展示などを行って人権啓発に努めます。 さらに、関係機関と連携して、人権や男女共同参画に関する出前講座の開講を推進します。 男女共同参画に関する研修の機会を設けることにより、男女共同参画の観点から人権行政を推進します。

【評価指標と数値目標】

評価指標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
学校教育の場では男女の地位が「平等である」と思う市民の割合	66.9% (令和3年度)	70%

主要課題 3 国際社会への貢献と多文化共生社会づくり

【現状と課題】

世界では、国際連合が「国際婦人年」と定めた年、昭和 50（1975）年に、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」における「平等、発展、平和」を目標にした「世界行動計画」の採択をきっかけに、男女平等の取組が行われるようになりました。日本では、平成 12（2000）年に基本法第 13 条に基づく法定計画として「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、世界女性会議における行動計画や行動綱領など女性の地位向上のための国際的規範や基準がさまざまな国内施策に取り入れられ、国際的な動向と連動して行われてきました。しかし、ジェンダー・ギャップ指数（GGI）は 156 か国中 120 位（2021 年）と、国際比較において低い順位となっており、引き続き、国際的な動向等について、理解と関心を深めるとともに、男女共同参画の推進に活かしていく必要があります。

【施策の方向】

① 国際交流活動、国際貢献ボランティア活動等の促進

男女共同参画に関する国際的な動向についての理解が深まるよう、国際交流活動、国際貢献ボランティア活動などの異文化交流の場へ町民の参加を促します。

施策項目	施策項目の実施内容
外国語教育推進事業の取組	町内の小学校、中学校に A L T を派遣し、児童、生徒の英会話能力の向上をめざし、国際交流ができる場、機会をつくれます。
国際交流活動、国際貢献ボランティア活動の啓発、促進	国際理解を深めるための学習を図り、ボランティア活動における通訳の登録などを推進して研修会を開催するなど、国際活動の啓発、促進を図ります。

② 在住外国人等への支援と国際協調への環境づくり

国際関連の図書、資料を充実させることにより国際動向を学習するための環境を整備し、国際社会に対応できる人を育成するとともに、広報やその他の情報が町内に在住する外国人にスムーズに伝わるよう、多言語による情報の提供や相談の実施を行うことができる環境を整備します。

施策項目	施策項目の実施内容
にほん語教室への支援	勝央町内や周辺市町村で生活している外国人の方々が日本語を習得し、日常生活の利便性を向上させるため、ボランティア活動をしているにほん語教室への支援をします。
通訳ボランティアの確保 (外国語・日本語)	町内、圏域内などを含め広い範囲で取組を実施し、通訳ボランティア(外国語・日本語)の確保に努めます。
国際関連図書、資料の収集	国際関連図書や資料を集め、国際動向を学習するための環境を整備します。

【評価指標と数値目標】

評価指標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
にほん語教室年間利用者数	23 人	30 人

基本目標 2 男女がともに活躍できる社会づくり

（勝央町女性活躍推進計画）

主要課題 1 政策、方針決定における女性の参画拡大

【現状と課題】

男女共同参画社会を形成していくためには、男女がともに広く地域や社会の活動に参加していくとともに、政策をはじめ社会のあらゆる意思決定の場に男女が対等な立場で参画し、多様な考え方を生かしていくことが大切です。しかし、現実には様々な分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、社会の意思決定に関わる場面においては、男性に比べ、女性の参画が十分とは言えない状況が見られます。

本町における意思決定過程への女性の参画度合いの一つの目安となる、審議会等の委員の女性割合は22.6%（令和3年4月1日現在）となっていますが、第5次おかやまウィズプランの目標値（令和7年度）が40%と設定されていることから、今後も引き続き登用促進の努力が必要です。

また、本町における女性職員の割合は55.2%で、役職者（係長以上）における女性の割合は46.4%（令和3年4月1日現在）となっています。令和3年3月に改正した「勝央町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき女性役職者（係長以上）を増やす取組を行っていますが、さらなる職員の意識改革と人材育成の推進を図る必要があります。

一方、本町内の自治会長のうち女性の割合は0%、（令和3年4月1日現在）で、実際に多くの女性が携わっている地域活動団体においても、会長をはじめとした役職は男性で占められているケースが多く見られます。地域団体などの運営や活動への参画促進を図るため、女性の参画促進の重要性・必要性について理解を得られるための周知・啓発を推進する必要があります。

【施策の方向】

① 審議会、委員会等への女性の参画推進

審議会、委員会等へ女性の積極的な登用を引き続き促進します。

施策項目	施策項目の実施内容
審議会、委員会等への女性の参画促進	庁内の各部署における審議会などの女性委員の登用を図り、委員の改選時期には、女性の積極的な選任について働きかけます。

② 女性職員の職域拡大と管理職への登用の推進

行政では、民間企業の模範となるよう人事配置など仕事と生活の調和を実現しやすい環境整備を進めます。

施策項目	施策項目の実施内容
行政における男女共同参画の推進	性別にとられない人事配置や管理職への登用、女性職員の職域拡大、介護・育児休業を取得しやすい体制づくりなど、「勝央町特定事業主行動計画」に基づき、町が事業者の模範となるための取組を進めます。
あらゆる種類の研修会への男女の均等な参画促進	男女ともに研修を受講して個々が研修の効果を得ることができるよう、男女ともに各種研修会へ参加できる環境づくりに努めます。

③ 事業所・地域活動団体などにおける女性の参画促進

事業所や地域活動団体等における女性の登用状況の把握に努め、女性の管理監督職への登用や、方針決定にかかわる場への参画を進めるための働きかけや女性の登用にかかる情報提供などの周知・啓発を行います。

施策項目	施策項目の実施内容
事業所・団体等における方針決定の場への女性の登用と参画の促進	事業所や地域活動団体等に対して、女性の参画促進の重要性・必要性について理解を得られるための周知・啓発、情報提供を進めます。

【評価指標と数値目標】

評価指標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
町の審議会等の女性委員の割合	22.6%	30%
自治会長に占める女性の割合	0%	7%
町職員の役職者（係長以上）に占める女性の割合	43.1%	50%

主要課題 2 働く場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりが極めて重要です。

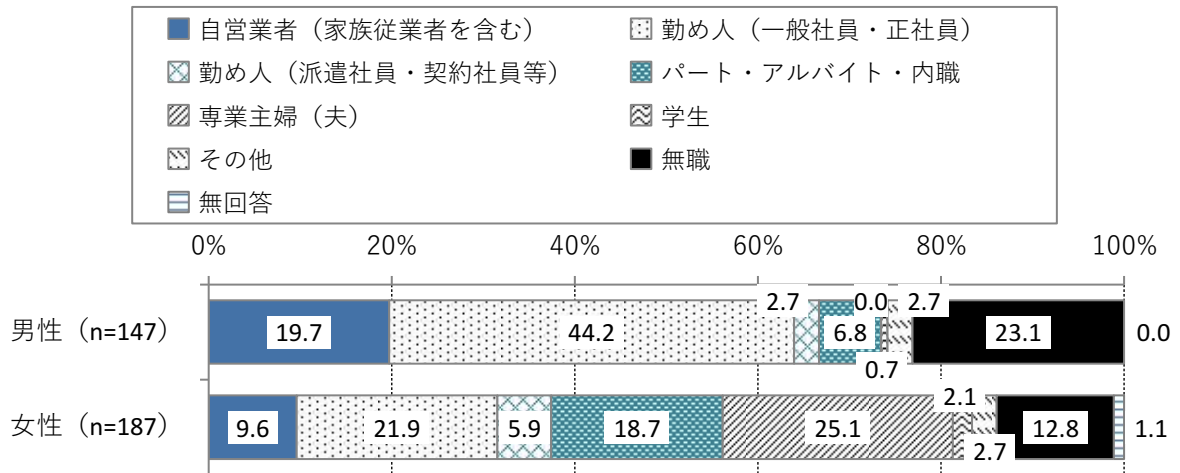
また、今日の少子高齢・人口減少社会においては、経済社会の活力を維持するため、労働力を安定的に確保することが重要となっています。我が国では、働く場面において、特に女性の力が十分に発揮できているとはいえない状況であり、このことを踏まえ、働くことを希望する女性がその希望に応じた働き方を実現し、活躍できる社会づくりを目的とした「女性活躍推進法」が平成 27 年に公布されました。

女性の年齢階層別労働力率（図表 5 参照）は、国では 35～39 歳、県では 30～34 歳を底とする M 字カーブを描いていますが、本町では 20～24 歳から 45～49 歳にかけて労働力率は緩やかに上昇しており、結婚・出産・子育て期に就業を中断する女性が減少していることがうかがえます。しかし、町民意識調査の結果を見ると、男性に比べ女性の「勤め人（一般社員・正社員）」の割合が低い一方、「勤め人（派遣社員・契約社員等）」や「パート・アルバイト・内職」は女性の方が高くなっており、パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズにこたえるという意義もある反面、コロナウイルス感染症拡大に伴う女性失業者の増加や女性の貧困、男女の賃金格差の一因ともなっているため、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換に向けた一層の取組が必要です。

また、男女雇用機会均等法の改正などの法整備により、職場における男女の均等な機会と待遇の確保などの条件整備は進みつつありますが、町民意識調査結果を見ると、職場では男性の方が優遇されていると感じている人が 48.4% となっており、平成 23 年度に実施した町民意識調査結果と比較すると 6.1 ポイント低下しているものの、依然として高い割合を占めています。男女の均等な機会と待遇の確保などの環境整備を一層促進させる必要があります。また、働く女性がその能力を十分に発揮できるよう、男性とともに長時間労働の削減、休暇の取得などによる働き方改革を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現や、多様で柔軟な働き方ができる働く人の立場に立った環境整備と、男女間格差の是正に向けた事業所の自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）を促進する必要があります。

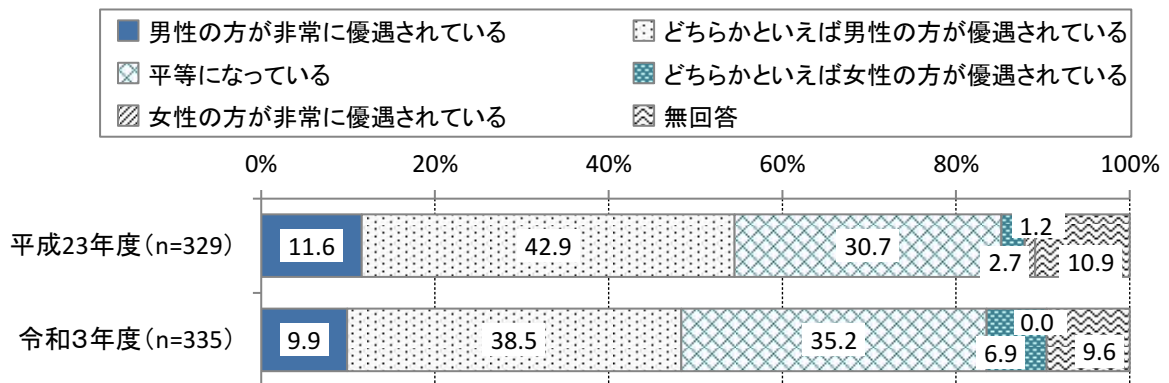
農業分野においては、就農者の高齢化が進み、農業後継者が不足する中、女性農業者はその担い手として重要な役割を果たしています。しかしながら、固定的な性別役割分担意識が根強く残る分野であることから、男性が自営業主で女性は家族従事者という農業の補助的な立場にあるという実態が多くみられ、農業分野における男女共同参画の推進の障害になっています。これからの農業を女性や若者にとっても魅力ある産業とするためには、労働時間や休日などが不明確になりがちな就業条件や業務分担を明確化する家族経営協定の締結を促進し、やりがいのある農業経営に転じていくことが必要です。

図表 9 現在のご職業



資料：勝央町男女共同参画に関する町民意識調査 令和3年（2021）年

図表 10 職場における男性と女性の地位について（前回比較）



資料：勝央町男女共同参画に関する町民意識調査 令和3年（2021）年

【施策の方向】

① 男女の雇用機会と待遇の確保

雇用条件や就労環境の改善、性別による格差や固定的な役割分担を見直し、職場における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、結婚や出産があっても女性が働き続けられるよう、支援に努めます。

施策項目	施策項目の実施内容
事業所における情報提供・啓発	雇用条件や就労環境の改善、各種ハラスメントの防止、育児休業・介護休業制度の利用促進等、誰もが働きやすい労働環境づくりに向けた啓発を行います。
労働に関する相談事業の充実	職場における労働問題に関する相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。

施策項目	施策項目の実施内容
女性の雇用に関する学習機会づくり	女性の就業能力向上に向けて、開催される研修会やセミナーなどの情報提供を行い、就業中の女性が雇用に関して学ぶことができるよう努めます。

② 女性のチャレンジ支援

女性活躍推進法に基づき、正規・非正規雇用、起業、在宅ワークなど、それぞれ希望に応じた様々な条件、雇用形態での働き方が選択でき、かつ、いずれの働き方を選んでも働きつづけることができるよう支援の充実を図るとともに、女性の再就職等を支援します。

施策項目	施策項目の実施内容
再就職のためのキャリアアップ支援	再就職に向けて、より高い技術、資格を身につけるためのキャリアアップ支援の情報提供に努めます。
再就職希望者へ向けた職業訓練の支援	就業能力向上に向けて、技術、知識習得のための職業訓練などの情報提供に努めます。
女性のチャレンジ応援サイトの活用	女性のチャレンジ応援サイトの活用を推進し、再就職を希望する女性に幅広い情報提供に努めます。
女性の再就職や起業などに関する情報提供	女性の再就職に関する情報提供や起業に関する融資制度の情報提供を行い、再就職や起業をめざす女性の支援に努めます。
各産業分野における女性の参画支援	いろいろな産業分野において、女性の参画を図り、女性部会・女性プロジェクトチームなどの活動の支援に努めます。

③ 農林業・商工業等における男女共同参画の推進

農業や商店経営などの家族経営や小規模事業所などにおける女性の就労環境の改善を図り、男女共同参画を促進します。

施策項目	施策項目の実施内容
家族経営・小規模事業所などへの意識啓発	家族経営や小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、就労環境改善に向けた啓発に努めます。
家族経営協定の周知、締結促進	国や県が発行するパンフレットを配布し、家族経営協定締結の周知と普及に努め、農業分野における女性の就労環境の改善を図ります。

【評価指標と数値目標】

評価指標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
職場における男女の地位が「平等である」と思う市民の割合	35.2% (令和3年度)	45%
町内の家族経営協定締結数	8 家庭	10 家庭

主要課題３ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

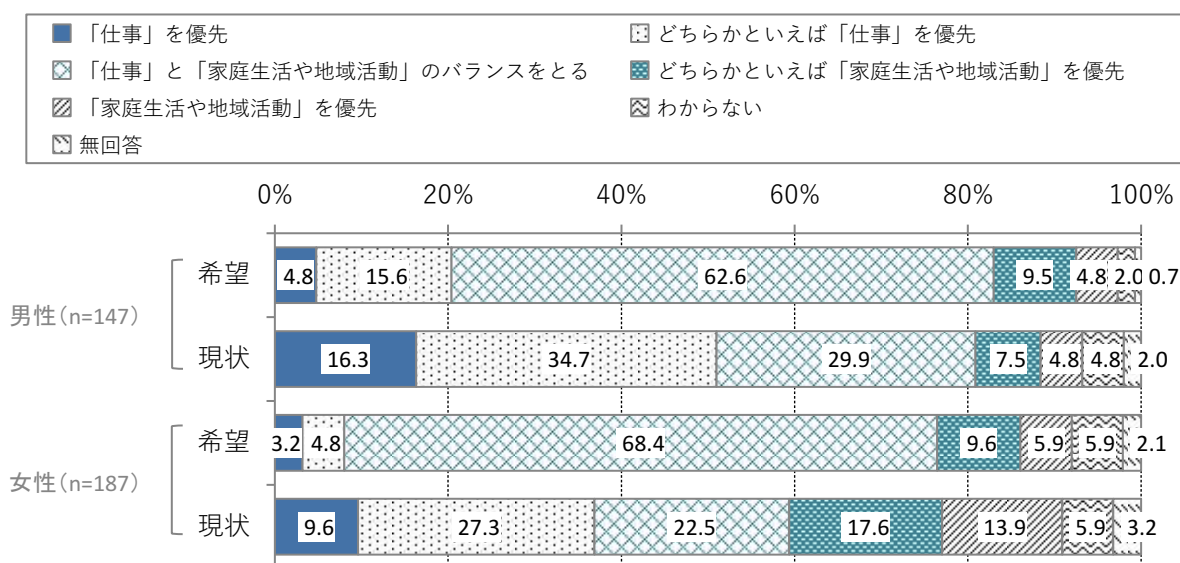
【現状と課題】

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と、子育てや家庭生活、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方を言います。仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものです。同時に、家事・育児・介護、地域活動、自己啓発などの活動も暮らしに欠かすことのできないものであり、男女ともにその充実があってこそ、人生の生きがいや喜びは倍増します。

しかしながら、「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度に関する町民意識調査の結果を見ると、男女ともに、『「仕事」を優先』することを理想と考えている人は少なく、『「仕事」と「家庭生活や地域活動」のバランスをとる』ことを理想と考える人が最も多くなっています。しかし、実際にそうできている人の割合は少なく、男女ともにでは『「仕事」を優先』していると回答した人が最も多くなっており、女性は男性に比べ『「家庭生活や地域活動」を優先』している人も多くなっています。働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が課題となっています。

ワーク・ライフ・バランスの推進には事業所の理解が不可欠です。少子高齢化の進行により労働人口が減少する中、事業所にとっては優秀な人材の確保が重要な課題となっていますが、時間外労働の削減や育児・介護休業の取得など、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的な事業所は、女性の就業の定着率が高まる傾向にあるほか、就職希望者も増え、優秀な人材が集まりやすくなっています。また、従業員自身が労働時間の管理や仕事の効率化を意識するようになり、生産性の向上につながるというメリットもあることから、さらなる事業所への啓発が必要です。

図表 11 「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度



資料：勝央町男女共同参画に関する町民意識調査 令和3年（2021）年

【施策の方向】

① ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と法制度の周知

仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図るために、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及の促進に努めます。

施策項目	施策項目の実施内容
仕事と生活の調和の実現への支援	健康で豊かな生活のための多様な働き方のための情報提供に努めます。
育児・介護休業法の事業所への周知	町内事業所の会合等の機会を捉え、育児・介護休暇が取りやすい職場環境づくりへの理解を促進させます。
男性の「働き方」に対する意識改革の推進	男性の長時間労働の削減や仕事中心のライフスタイルなど、男性の働き方の意識改革を促進するための事業に努めます。

② 仕事と家庭・地域活動などの両立支援

男女ともに仕事と家庭・地域活動などを両立できるよう、子育て支援・介護サービスの充実を図ります。

施策項目	施策項目の実施内容
保育園サービスの充実	働く家庭の子育てを支援するために保育園サービスを充実します。
子育て支援拠点の充実	子育て家庭の支援を推進するため、育児相談や育児講座などを取り入れた、子育て広場の活動を推進します。
高齢者における福祉サービスの充実	高齢者に対する福祉サービスの充実を図るため、生きがいづくり、在宅福祉や健康保持を目的とした各種事業の展開を図ります。

【評価指標と数値目標】

評価指標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
町職員の男性の育児休業取得率	0%	10%
町内の保育園待機児童者数	4人	0人

基本目標 3 男女が安全・安心に暮らすことができる社会づくり

主要課題 1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）

【現状と課題】

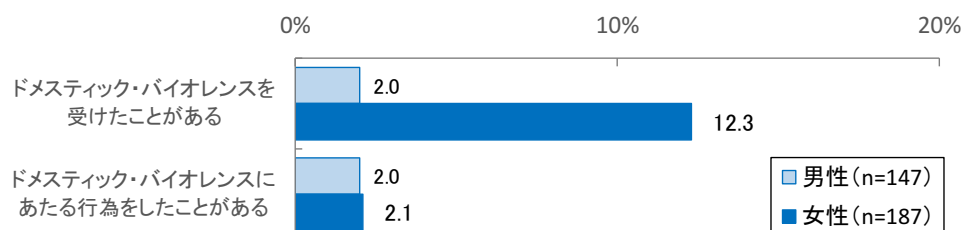
すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。男女間の暴力は、DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など様々で、女性だけでなく男性の中にも被害を受けている人はいます。しかし、ドメスティック・バイオレンスをしたり、されたりした経験について町民意識調査の結果を見ると、「ドメスティック・バイオレンスにあたる行為をしたことがある」の割合は男女に差はみられないものの、「ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある」の割合は、男性に比べ女性の方が圧倒的に高くなっています。また、男性の「ドメスティック・バイオレンスにあたる行為をしたことがある」と女性の「ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある」に 10.3 ポイントの開きがあり、男性が無自覚にドメスティック・バイオレンスにあたる行為を行っている恐れがあります。

女性に対する暴力の背景には、暴力性を男らしさとして容認する風潮や、男女の経済力の格差など、男性優位の社会構造が考えられます。DVは、いつでも、誰にでも起こり得る問題として、町民一人ひとりが「どんな暴力も絶対に許さない」「被害を見逃さない」という意識を持つことが重要です。

しかしながら、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が定着しつつある中で、隣人のちょっとした異変に気付いたり、困りごと、心配ごとをいち早く察知したりすることが益々困難な状況となっています。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、急速に在宅勤務などが普及し、自宅で家族と過ごす時間が増加したことや収入の減少など経済的な要因もあって、全国的に DV 被害者が増加していることが報告されています。家庭内の問題としてもともと顕在化しにくいDVは、当事者が自らの被害・加害に気づかないまま見過ごされるリスクがさらに高まっていると考えられます。

DV が起きている家庭では、子どもに対する虐待が同時に行われている場合があります。また、DV を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する虐待を制止できなくなる場合があります。さらに、近年、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、リベンジボルノなど男女間の暴力も多様化しています。DV被害者の早期発見やその後の支援のためにも、関係機関との連携を強化していく必要があります。

図表 12 ドメスティック・バイオレンスをしたり、されたりした経験（男女別）



資料：勝央町男女共同参画に関する町民意識調査 令和3年（2021）年

【施策の方向】

① 暴力を根絶するための環境整備

セクシュアル・ハラスメントやDVが、深刻な影響を与える重大な人権問題であることを社会全体に幅広く周知・啓発し、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた社会環境づくりを推進します。

施策項目	施策項目の実施内容
広報によるDV防止の周知、啓発	DVについての記事を広報しようおう、町ホームページに掲載し、町民、各事業所などへDVに関する周知・啓発を図ります。
DVに関する講座の開催	男女共同参画社会や人権啓発に関する講座の中で、DVに関する講座の開催を推進します。
デートDVの啓発	お互いを尊重し、被害者にも加害者にもならないために、学校等で発達段階に応じてデートDV等について啓発に努めます。
セクシュアル・ハラスメントの防止と防止啓発活動の促進	職員への啓発と指導を行って相談、対処体制を充実させることで、セクシュアル・ハラスメントの防止に取り組みます。 また、町内各事業所においても、セクシュアル・ハラスメントに関する相談、対処体制づくりに努めるよう働きかけ、防止の啓発を図ります。

② 被害者を救済するための環境づくり

関係機関と連携との連携を強化し、DV被害者に対する相談支援体制の充実、被害者の自立を支援する体制の強化を図ります。

施策項目	施策項目の実施内容
DV相談における環境整備	DV、自立支援の相談など、関係機関との連携を図り、被害者を救済し、自立支援を行うことができるような環境づくりを行います。 また、被害者が安心して相談することができる体制の充実と対応する職員の資質向上を図ります。
DV被害者への支援	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、各分野において切れ目のない支援を図ります。

【評価指標と数値目標】

評価指標	令和２年度 (現状値)	令和８年度 (目標値)
「ドメスティック・バイオレンスにあたる行為をしたことがある」と回答した人の割合	2.1% (令和３年度)	0%
「セクシャル・ハラスメントをしたことがある」と回答した人の割合	0.9% (令和３年度)	0%

主要課題 2 生涯にわたる男女の健康支援

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女それぞれの性や身体的特性を十分に理解し、尊重し合うことが大切です。男女それぞれが直面する健康上の問題に関する性差について正しく理解することは、互いの安心な暮らしにもつながります。男女の体の構造の差から、男女それぞれ特有の病気がありますが、特に女性には乳がん、子宮がんなど女性特有の病気に加え、妊娠や出産、更年期障害など健康面のリスクも多く、平均寿命が男性より長いことから、健康障害と長くつきあうこととなります。また、そのため、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点も含め、女性特有の健康問題について、男性の理解を促すとともに、男女ともにそれぞれの健康問題について正しく理解し、こころとからだの健康管理ができるよう、生涯を通じた健康支援を行うことが重要です。

また、新型コロナウイルス感染拡大を機に、経済的な理由などで生理用品を入手することが難しい「生理の貧困」の問題が、全国で顕在化しています。「生理の貧困」は、健康や尊厳に関わる重要な課題であり、支援の方法について検討を進める必要があります。

【施策の方向】

① 性と心身の健康における意識啓発

男女が互いの性を正しく理解し、尊重し合うために、また、お互いが生涯にわたっていきいきと健やかに生活するために、心と身体の健康づくりを学ぶ機会場の場と情報提供に努めます。

施策項目	施策項目の実施内容
お互いの性を尊重し命を大切に する教育の推進	男女がお互いの性を尊重し、命を大切にするという意識の啓発を図ります。
エイズ、H I V 感染症や 性感染症予防に関する教 育の充実	学校において、近年増加傾向にあるエイズ、H I V 感染症や性感染症の予防に関する教育を実施し、知識の普及、啓発を図ります。

② 心身の健康保持、増進のための環境づくり

生涯にわたり健康で過ごすために生活習慣病予防のための食生活や運動、ストレス予防について、各ライフステージに応じて心身の健康づくりにおける学習の場や情報提供を行うとともに、健康診断・健康教育・健康相談などの利用を推進し、男女の健康づくりを支援します。

施策項目	施策項目の実施内容
介護予防事業の充実	運動機能、栄養改善、咀嚼機能の向上に向けて介護予防教室を開催するなどして事業の充実を図り、生活機能の低下した高齢者を支援します。
乳がん、子宮がん等に関する知識の周知と健康診査、がん検診の受診勧奨	広報しょうおうや町ホームページの中で、乳がんや子宮がん等女性特有の各種がんに関する情報を掲載して正しい理解と意識の浸透に努めます。また、健康診査や各種がん検診の情報を周知し、さらに相談や個人通知で受診勧奨を実施し、受診率の増加を図ります。
子宮頸がん予防ワクチン接種の普及、啓発	子宮頸がん予防ワクチン接種についての重要性を啓発し、予防接種の支援を行い、普及を図ります。

③ 妊娠、出産における女性の健康支援

女性が妊娠、出産の時期を安心して過ごせるよう、妊娠、出産における各種健診や相談体制などの充実を図り、健康保持増進のための基盤づくりを推進します。

施策項目	施策項目の実施内容
妊娠時における定期健診受診の啓発	妊娠がわかったときには、早期に妊娠の届出をし、定期健診を受診するよう啓発します。
母性健康管理指導事項連絡カードの普及	母性健康管理指導事項連絡カードの普及を行い、就労と妊娠、出産が両立できるように啓発し、働く女性のための環境整備をめざします。
夫婦で育児をするという意識の啓発	夫婦で子どもを育てるという意識の啓発をします。
不妊治療費の助成	特定不妊治療（顕微授精・体外受精）、男女不妊治療（精巣または精巣上体から精子を採取するための手術）、一般不妊治療（人工授精・排卵誘発法・タイミング療法・薬物療法及びこれに係る検査など）を、指定医療機関で治療した場合、治療費の一部を助成します。

【評価指標と数値目標】

評価指標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
子宮がん検診受診率	17.4%	50%
乳がん検診受診率	19.3%	50%

主要課題３ 様々な困難を抱える人への支援

【現状と課題】

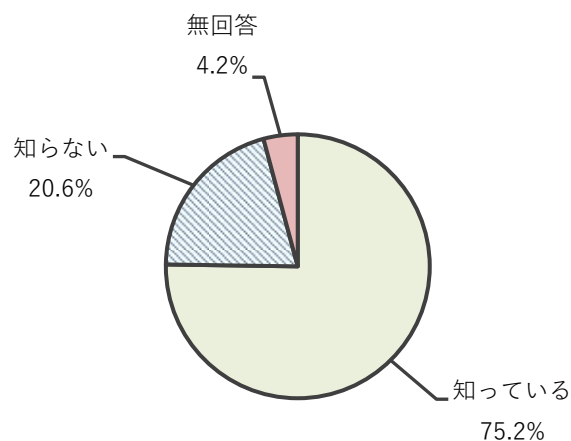
女性は結婚や出産、育児等ライフイベントにより生活スタイルが変わることでの影響を受けやすく、また、家計補助的な非正規雇用を特徴とする働き方や離婚等により、生活上の困難に陥ることも少なくありません。長期的な展望に立って安心して暮らせるよう支援することが必要です。

特に、高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯は、貧困など生活上の困難に直面することが多いため、貧困等を防止するための取組が必要です。さらに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、個人の様々な生き方に沿った支援が必要です。

また、困難に直面してもコミュニティ内で相談できる人が少なくなっていることから、孤立化を防ぐことが急務です。ひとつの相談窓口で解決することが難しい場合など、関係機関での情報共有や意見交換が的確に行われるよう、連携協力体制の強化も必要です。

女性は男性よりも平均的に長寿であるため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けます。また、障害があること、外国人であることなどに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれないよう、生活や就業面の支援や人権擁護の取組が必要です。さらに、最近では性的マイノリティの方々の人権問題が顕在化しつつあります。町民意識調査によると、約２割の人が性的マイノリティという言葉の意味を「知らない」と回答しており、性的マイノリティ（LGBT等）の方が生活しやすくなるためには、「学校教育現場での取り組みを行う（性の多様性に関する授業・学習、制服・トイレの配慮）」や「働きやすい職場環境づくりの取り組みを行う」といったことが必要と回答している人が多くなっています。性的マイノリティを理由に困難な状況に置かれないよう、その理解の促進など新たな取組が求められています。

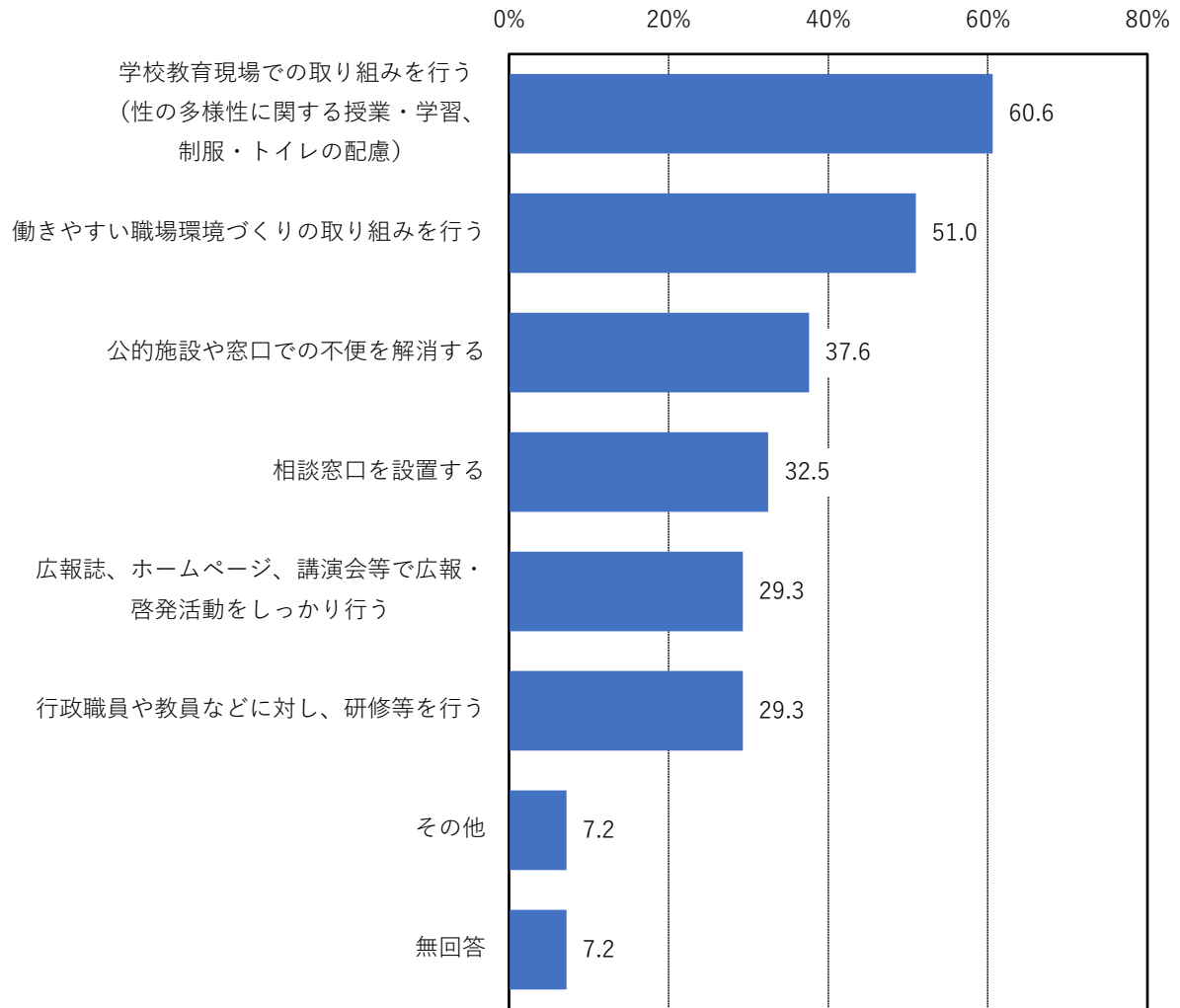
図表 １３ 性的マイノリティ（LGBT等）という言葉の理解度



(n = 335)

資料：勝央町男女共同参画に関する町民意識調査 令和３年（2021）年

図表 14 性的マイノリティの方が生活しやすくなるために必要な取組



(n=335)

資料：勝央町男女共同参画に関する町民意識調査 令和3年（2021）年

【施策の方向】

① 高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備

貧困や社会的孤立等、複雑・多様化する課題を解決し、安心して暮らせる社会を構築するため、行政や関係団体が密接に連携し、総合的な支援を行うとともに、相談体制を整備します。

施策項目	施策項目の実施内容
地域包括ケアシステムの深化・推進	地域を通して、高齢者等の生活を支えるための地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。
家族介護者交流事業の推進	家族で介護をしている人たちが集まって交流を深めることで、お互いの心身がやすらぐ場所の提供に努めます。
介護を担う人材の養成	家族介護の負担を軽減するため、介護を担う人材の養成に努めます。
高齢者、障害者に関する相談窓口の充実	高齢者、障害者におけるさまざまな相談の早期解決や介護予防を推進するため、高齢者や障害者の総合相談窓口やその関係機関との連携を図ります。
バリアフリーの普及、啓発	町内におけるバリアフリー化を促進し、普及、啓発を図ることで喜びにあふれた生活を送ることができるよう努めます。
LGBT に関する理解の促進	性的マイノリティに対する偏見や差別の解消をめざし、その理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。
LGBT 等により悩みを抱える児童・生徒に対するきめ細かな対応	性的指向や性別違和等により悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制等を充実させるとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さない人権教育を推進します。

② ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、生活支援や就業支援を行い、次世代への貧困の連鎖を断ち切るための取組を推進します。

施策項目	施策項目の実施内容
養育相談などの相談窓口の充実	養育についての相談窓口の充実に努めます。
就労相談、支援の推進	ひとり親家庭において、就労に関する相談や情報提供を行うなどの就労支援を図ります。
ひとり親家庭の金銭的な支援の推進	児童扶養手当の支給や母子・寡婦福祉資金の貸付などを行い、金銭面における支援を行います。

【評価指標と数値目標】

評価指標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
認知症サポーター登録者（累計）	1,898 人	2,000 人

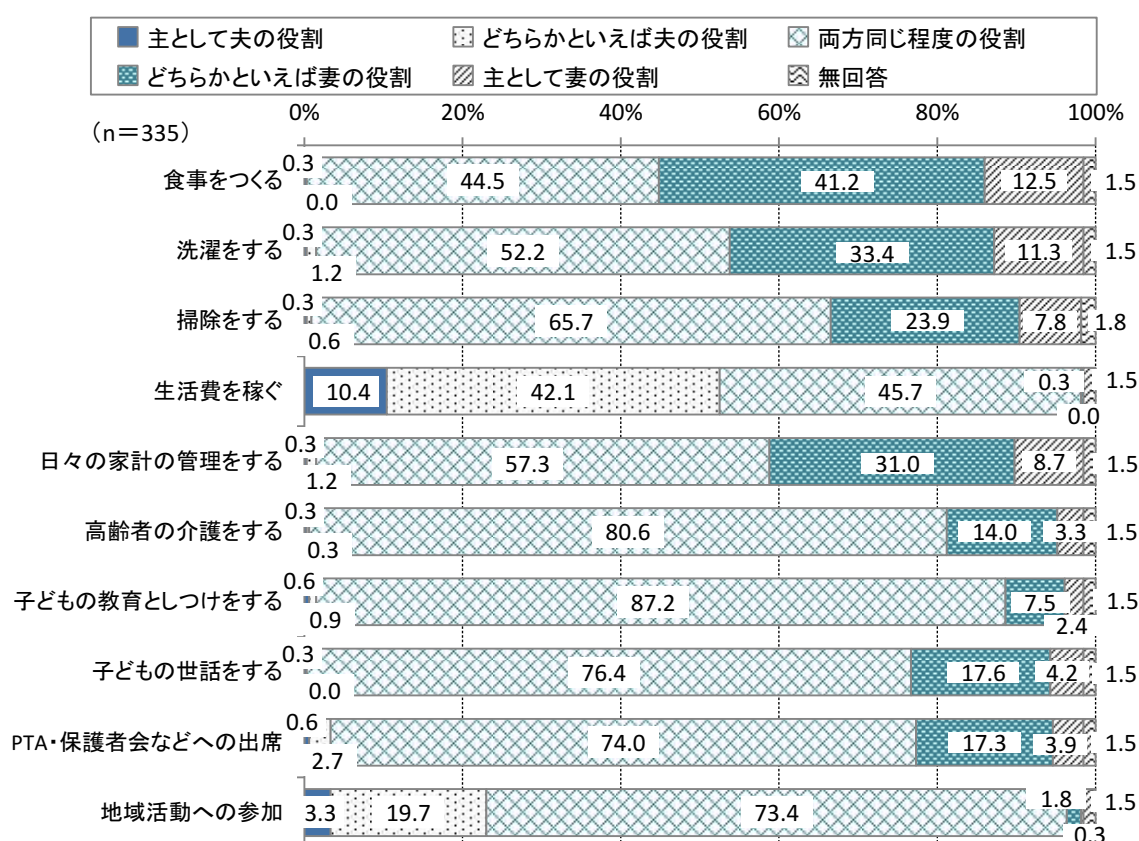
主要課題４ 家庭における男女共同参画の促進

【現状と課題】

家庭では、男女がともに家事、育児、介護などについて家族としての役割を果たしながら、ともに支え合い協力して生活を営むことが重要ですが、多くの家庭ではその大半を女性が担っているのが現状です。以前から、いわゆる専業主婦を中心とする、家庭における女性の無償労働（アンペイドワーク）による貢献度を適正に評価する必要性が指摘されてきましたが、夫婦共働きが一般化した現代にあっても、男女の役割分担は従来と変わらない家庭が少なくありません。町民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別役割分担意識については、男女とも反対派が賛成派を上回るなど（図表 8 参照）、従来の取り組みの成果がうかがえますが、家庭における実際の役割分担については、意識レベルの変化ほどには改善が進んでおらず、食事、掃除、家計の管理などの家事が女性の役割となっている現状が浮き彫りとなっています。男性の従来の仕事中心の意識・ライフスタイルから仕事と家庭のバランスのとれたライフスタイルへの転換を図り、男女が相互に協力し合う関係を築くことで、家庭のことを女性だけの役割とせず、男性も家事、育児、介護などに積極的に関わることで女性の負担を軽減し、その社会参画を促すだけでなく、男女双方のワーク・ライフ・バランスにつなげることが重要です。

男性の家庭生活への参画を促すため、広報、啓発活動や学習機会の提供及び公的な子育て支援・介護サービスなどの利用促進も含めた支援体制づくりが必要です。

図表 15 家庭の仕事の役割について



資料：勝央町男女共同参画に関する町民意識調査 令和3年（2021）年

【施策の方向】

① 固定的な性別役割分担見直しの促進

男性の家事・育児・介護等への参画を促進し、男女がともに家庭生活における役割を分担できるよう、様々な機会や施策を通じて、男女共同参画への男性の理解促進と意識改革を図ります。

施策項目	施策項目の実施内容
あらゆる機会を捉えた家庭における男女共同参画についての意識の醸成	各種講座やセミナー、研修会等の学習機会や、町ホームページや広報など、多様な機会や手段を活用して、継続的に、家庭での男女共同参画推進に向けた啓発を行います。
男性の生活的自立の促進	男性も参加しやすい料理教室などの生活講座や育児講座、介護講座などを開催し、男性の家庭生活力アップによる自立を促進します。

② 多様なニーズに応えられる子育て・介護環境の充実

家庭における育児や介護などについての女性の負担を軽減し、男女がともに社会参画と家庭参画の両立が促進できるよう、子育て環境や介護環境の整備、充実に努めます。

施策項目	施策項目の実施内容
保育園サービスの充実（再掲）	働く家庭の子育てを支援するために保育園サービスを充実します。
子育て支援拠点の充実（再掲）	子育て家庭の支援を推進するため、親子ふれあい広場、育児相談や育児講座などを取り入れた、親子ふれあい広場の活動を推進します。
高齢者における福祉サービスの充実（再掲）	高齢者に対する福祉サービスの充実を図るため、生きがいづくり、在宅福祉や健康保持を目的とした各種事業の展開を図ります。
子育て支援ネットワークの推進	関係機関が子育て支援に関する情報を共有し、連携に努めます。
広報による保健行事・育児情報の周知	保健行事・育児に関する情報を広報しようおう、町ホームページへ掲載し、町民に対して周知を図ります。
ファミリー・サポート・センター事業の充実	町民が仕事と育児生活を両立させ、安心して働くことができる環境づくりのため、ファミリー・サポート・センター事業を推進し、育児に関する支援を行います。

【評価指標と数値目標】

評価指標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
家庭の仕事の役割 「食事をつくる」について、「主として妻の役割」「どちらかといえば妻の役割」と回答した町民の割合	53.7% (令和3年度)	45%
家庭の仕事の役割 「洗濯をする」について、「主として妻の役割」「どちらかといえば妻の役割」と回答した町民の割合	44.7% (令和3年度)	40%
家庭の仕事の役割 「日々の家計の管理をする」について、「主として妻の役割」「どちらかといえば妻の役割」と回答した町民の割合	39.7% (令和3年度)	35%

主要課題 5 地域社会への男女共同参画の促進

【現状と課題】

地域社会は、安全・安心な生活を送るための共通の基盤であり、男女がともに協力し、支え合いながら、安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことが重要です。

しかし、少子高齢化や核家族化などによる急激な社会の変化により、地域の帰属意識や人のつながりが希薄になり、地域活動などに参加する機会が少なくなるとともに、自治会をはじめとする各種団体では担い手不足や役員の高齢化、固定化を招いています。しかし、一方で、環境や福祉、防災などの様々な分野で活発に活動している町民団体も少なくなく、複雑化、多様化する地域課題を解決するためには、今後も地域の主体的な活動を促進し、町民と行政が一体となり施策を展開していくことが不可欠です。そして、このような町民参画と協働によるまちづくりには、幅広い年齢層の男女が対等な立場で連携しながら地域活動に参加・参画することが求められます。

町民意識調査の結果によると、地域活動の場で女性より男性が優遇されていると感じる割合が高くなっており（図表 7 参照）、これは、地域の中に固定的な性別役割分担意識や習慣、しきたりが根強く残っていることが背景にあると考えられます。地域で暮らす様々な立場の町民が地域活動に参加・参画するための意識啓発や情報提供を行うとともに、誰もが主体的に地域活動に貢献できる体制作りや、地域ネットワークの構築と活動団体などに対する支援が必要です。

また、地域の安全・安心という見地からは、東日本大震災等の教訓を活かし、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・災害復興対策を行うとともに、性別に配慮した対応にとどまらず、様々な立場の人に配慮した防災意識の向上を図る必要があります。

【施策の方向】

① 男女協働による地域コミュニティづくり

地域活動における男女共同参画の必要性について意識啓発を行うとともに、性別や年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず、誰もが地域社会の一員としての自覚を持って、まちづくり・地域づくりへの積極的な参加・参画ができる環境の整備と町民、地域活動団体、事業者及び行政の協働による事業の推進を図ります。

施策項目	施策項目の実施内容
地域活動参画の啓発、促進	公民館・自治会などで行われる地域行事に、男女がともに参画できるよう男女共同参画の視点に立ち、働いている男女も参加することができるように配慮します。
町民との協働事業の推進	町民参加による男女共同参画社会の実現に向けた普及、啓発を行い、交流イベント等の協働事業の推進に努めます。
NPO、ボランティア団体との協働事業の推進	NPO、ボランティア団体の活動における、人材育成支援や役に立つ情報の提供を行います。

② 防災・減災・災害復興における男女共同参画の促進

性別や年齢にかかわらずあらゆる町民が防災・減災・災害復興に参画できるよう防災意識の向上を図るとともに、男女のニーズの違いや、障害者、高齢者、外国人など災害時に困難に直面する人々に配慮するなど、男女共同参画の視点を組み入れた防災・減災・災害復興対策に取り組めます。

施策項目	施策項目の実施内容
男女共同参画における防災対策の促進	男女共同参画の視点から防災対策の推進を図り、防災活動の促進を図ります。
地域での女性消防団員の育成	女性消防団員の育成、加入の促進を図るなど、災害時における妊産婦や女性ならではのニーズに配慮し、被災女性への支援と防災啓発を推進します。

【評価指標と数値目標】

評価指標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
地域社会で、男女の地位が「平等になっている」と思う町民の割合	34.3% (令和3年度)	40%
女性消防団員の人数	10人	15人

第 5 章 計画の推進

1 庁内における推進体制の充実

男女共同参画を推進する上で行政の果たす役割は大きく、取組内容は幅広くさまざまな分野にかかわってきます。そのため、すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持つことが重要です。

また、職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立ち、施策や事業を進めていくとともに、教育、労働、福祉、保健など庁内のあらゆる部署と連携・協力しながら本計画の着実な推進を図ります。

2 勝央町男女共同参画推進審議会の開催

男女共同参画にかかわる課題を協議し、計画の推進状況について検討するために、町民の代表、広範な分野から有識者、民間団体・関係行政機関の代表など、多様な知見、経験をもつ人を委員とする男女共同参画推進審議会により、計画の推進状況や達成度の点検・評価など諸問題を協議します。

3 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものとするため、推進状況の定期的な管理を行うことが必要です。施策や事業の進捗状況については、一定の期間ごとに調査や評価等を行い、適切な進捗管理に努めます。

4 国、県等との連携

本計画の推進にあたり、国や県、近隣自治体等との連携を図るとともに、本町からの情報発信を積極的に行います。

勝央町男女共同参画推進条例

(平成 22 年 6 月 25 日条例第 8 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務と教育の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず町民一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる分野においてその個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせその者の生活環境を害すること、又は、性的な言動に対する相手方の反応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、経済的及び性的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別的扱いを受けることなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、個人としての尊厳が重んぜられること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会の制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動と、社会生活における活動とを両立して行うことができること。
- (5) 男女が互いの性に関して理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について互いの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(町の責務)

第 4 条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、実施するものとする。

2 町は、施策を推進するに当たっては、国、県、町民及び事業者と相互に連携を図り、協力して取り組むよう努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら主体的に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育の役割)

第7条 学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く認識し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする権利侵害及び差別的取り扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンスをはじめとする男女間におけるすべての暴力

(基本計画の策定)

第9条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 町長は、基本計画を策定するに当たっては、町民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 町長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査及び情報の収集)

第10条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施していくため、必要な調査及び情報の収集を行うものとする。

(広報啓発等)

第11条 町は、町民及び事業者の男女共同参画の推進に対する理解と関心を深めるため、広報啓発、情報提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(積極的改善措置)

第12条 町長その他の執行機関は、その設置する審議会、委員会その他これに準ずるものの構成員を任命し、又は委嘱するときには、積極的改善措置を行うことにより、男女の数が均衡するよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第13条 町長は、施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(苦情又は相談への対応)

第14条 町長は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策についての苦情又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による権利侵害に関する相談を受けた場合には、関係機関と連携して適切に対応するよう努めるものとする。

(被害者の保護)

第15条 町長は、第8条第3号に規定する権利侵害があったと認められる場合には、被害者の保護、相談その他必要な措置を講ずるものとする。

2 町長は、前項に規定する被害者が自立して生活することを支援するため、各種制度の利用のあっせん、情報の提供等を行うものとする。

(推進体制の整備)

第 16 条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、町長を長とする推進体制を整備するものとする。

(男女共同参画推進審議会)

第 17 条 町長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、勝央町男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策基本的事項及び重要事項に関すること。

3 審議会は、委員 12 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 町民

(2) 学識経験を有する者

(3) 事業者及び関係団体から推薦された者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

4 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

(勝央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)

2 勝央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 46 年勝央町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表人権教育推進委員の項の次に次のように加える。

別表(第 2 条関係)

男女共同参画推進審議会委員	日 額	5, 0 0 0
---------------	-----	----------

勝央町男女共同参画推進条例施行規則

(平成 23 年 5 月 18 日規則第 9 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、勝央町男女共同参画推進条例(平成 22 年勝央町条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情又は相談の申出)

第 2 条 条例第 14 条の規定による苦情又は相談の申出をしようとする者は、苦情・相談申出書(別記様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

(会長及び副会長)

第 3 条 勝央町男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、教育振興部において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(召集の特例)

2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会は、町長が招集する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

苦情・相談申出書

勝央町男女共同参画推進本部設置要綱

(平成 23 年 5 月 18 日訓令第 4 号)

(目的及び設置)

第 1 条 勝央町男女共同参画推進条例(平成 22 年勝央町条例第 8 号)第 16 条の規定に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、勝央町男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会を推進するための基本的な計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する企画及び調整に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、町長とする。

3 副本部長は、副町長及び教育長とする。

4 本部員は、総務部参事、税務住民部参事、健康福祉部参事、産業建設部参事、上下水道部参事、教育振興部参事、会計管理者、議会事務局長とする。

(本部長及び副本部長の職務)

第 4 条 本部長は、本部を総括し、必要に応じ本部会議を招集し、その議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第 5 条 第 2 条の所轄事務に関する具体的事項について調査及び検討するため、推進本部に作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長、副部会長、部会員をもって組織する。

3 部会長は教育振興部参事を、副部会長は教育振興部参事補をもって充てる。

4 部会員は、総務部参事補、税務住民部参事補、健康福祉部参事補、産業建設部参事補、上下水道部参事補をもって充てる。

(事務局)

第 6 条 本部に関する事務を処理するため、事務局を教育振興部に置く。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

勝央町男女共同参画推進審議会委員名簿

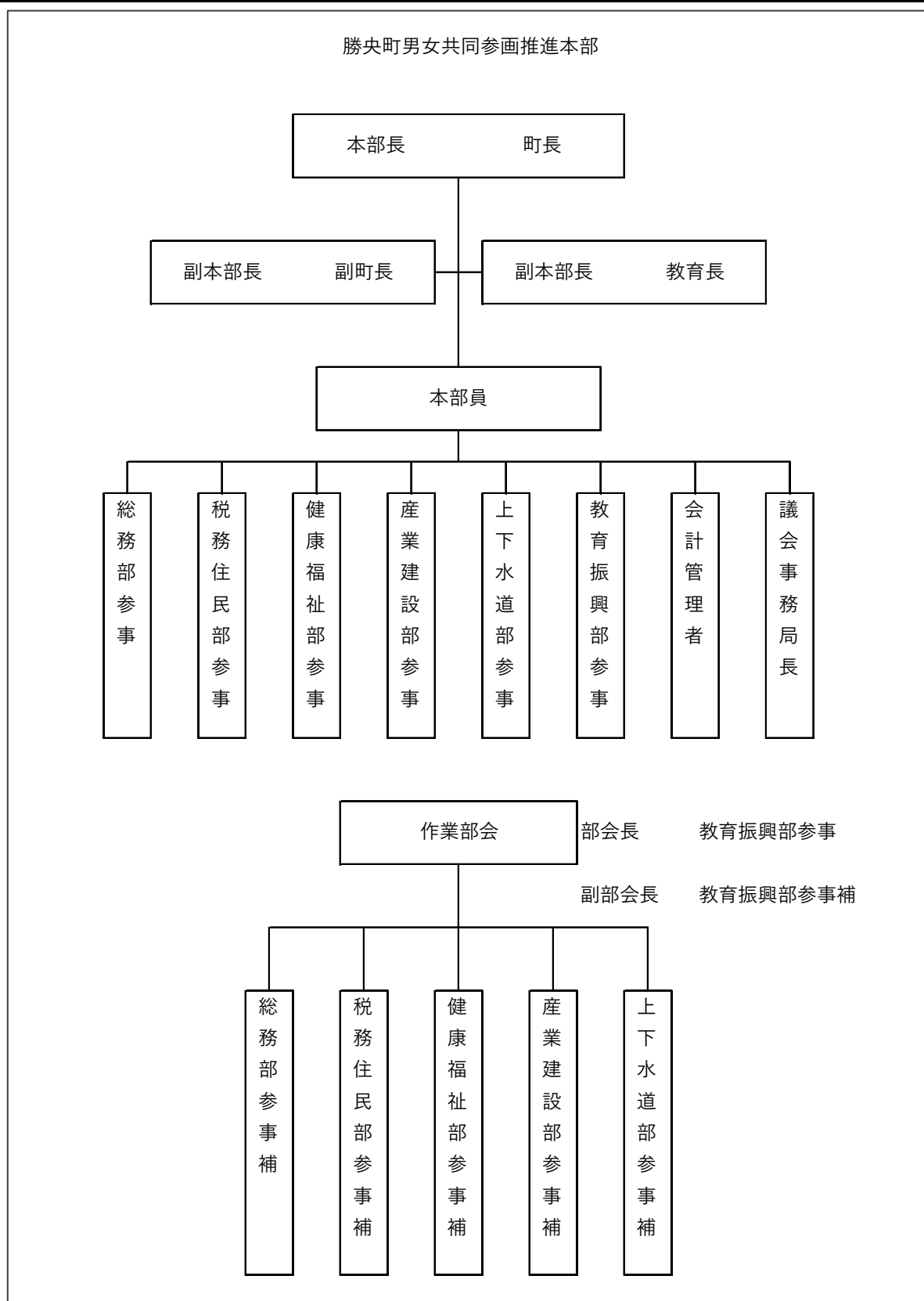
役 職	氏 名
一般公募委員	直本 未来
人権擁護委員	竹内 健治
勝央町社会教育委員会 委員長	土井 満恵
勝央町民生委員児童委員協議会 会長	棕井 岩雄
勝央町議会 議長	竹久 保
勝央町議会（女性議員代表）	末菅 満江
勝央町区長会代表	髙田 吉通
みまさか商工会勝央支所代表理事	田淵 常由
勝央中核工業団地企業連合会 会長	波床 明洋
勝央町ボランティア連絡協議会 副会長	山下 良美
勝央町保育園保護者会連合会 会長	田中 友美
勝央町PTA母親委員会 代表	竹内 佳代子

勝央町男女共同参画推進本部 推進本部員・作業部会員名簿

推進本部		
本部長	町長	水嶋 淳治
副本部長	副町長	古山 葉富
副本部長	教育長	神田 寿則
本部員	総務部参事	竹内 治
本部員	税務住民部参事	定森 正之
本部員	健康福祉部参事	竹内 司
本部員	産業建設部参事	安東 弘昌
本部員	上下水道部参事	片岡 道公
本部員	教育振興部参事	名田 さゆり
本部員	会計管理者	丸尾 義恒
本部員	議会事務局長	三戸 啓郷

作業部会		
部会長	教育振興部参事	名田 さゆり
副部会長	教育振興部参事補	三戸 祥恵
部会員	総務部参事補	佐々木 貢顕
部会員	税務住民部参事補	下山 裕樹
部会員	健康福祉部参事補	瀧上 順子
部会員	産業建設部参事補	間山 秀樹
部会員	上下水道部参事補	横山 雄介

勝央町男女共同参画推進本部体制図



男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条－第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条－第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、

当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参

画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大

臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)
抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

附 則(平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成 13 年 1 月 6 日)

附 則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

第5次男女共同参画基本計画の概要

第1部 基本的な方針

- 1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会
 - ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
 - ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
 - ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会
- 2 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題
 - (1) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
 - (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
 - (3) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
 - (4) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
 - (5) デジタル化社会への対応（Society5.0）
 - (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
 - (7) 頻発する大規模災害
 - (8) SDGs の達成に向けた世界的な潮流
- 3 5次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等
 - (1) 基本的な視点及び取り組むべき事項
 - ① 男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要。それが、持続可能な開発目標（SDGs）の実現にも不可欠。また、若年世代を主体とした取組と連携し、持続可能な活力ある我が国経済社会を次世代に引き継ぐことが重要。
 - ② 指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。
 - ③ 男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要。
 - ④ 人生100年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。
 - ⑤ AI、IoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある。
 - ⑥ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要がある。
 - ⑦ 多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。
 - ⑧ 頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要がある。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要がある。
 - ⑨ 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。
 - ⑩ ①～⑨の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要となる。

第2部 政策編

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 政党に対し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨に沿って女性候補者の割合を高めることを要請
- 地方議会における取組の要請（議員活動と家庭生活との両立、ハラスメント防止）
- 最高裁判所も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- 男性の育児休業取得率の向上
- 就活セクハラ防止

第3分野 地域における男女共同参画の推進

- 地域活動における女性の活躍・男女共同参画が重要
- 固定的な性別役割分担意識等を背景に、若い女性の大都市圏への流出が増大。地域経済にとっても男女共同参画が不可欠
- 地域における女性デジタル人材の育成など学び直しを推進
- 女性農林水産業者の活躍推進

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

- 若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件
- 女子生徒の理工系進路選択の促進

II 安全・安心な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間で「集中強化期間」として取組を推進
- 「生命（いのち）を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ことを教える教育
- 新型コロナウイルス感染症に対応するため、DV相談支援体制を強化

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

- ひとり親家庭への養育費の支払い確保
- 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

第7分野 生涯を通じた健康支援

- 不妊治療の保険適用の実現。それまでの間、現行の助成制度の大幅な拡大。仕事との両立環境の整備
- 緊急避妊薬について検討
- 「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づく各中央競技団体における女性理事の目標割合（40%）の達成に向けた取組

第8分野 防災・復興・環境問題における男女共同参画の推進

- 女性の視点からの防災・復興ガイドラインに基づく取組の浸透、地方公共団体との連携
- 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

- 税制や社会保障制度をはじめとする社会制度全般について、経済社会情勢を踏まえて不断に見直し
- 各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバーも活用しつつ、見直しを検討
- 第3号被保険者については、縮小する方向で検討
- 旧姓の通称使用拡大
- 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

- 校長・教頭への女性の登用
- 医学部入試について、男女別合格率の開示促進

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- 我が国が国際会議の議長国となる場合、ジェンダー平等を全ての大臣会合においてアジェンダとして取り上げる

IV 推進体制の整備・強化

- EBPMの観点を踏まえ、計画中間年（令和5年度目途）における点検・評価を実施
- 男女共同参画の推進に当たっては、若年層を含め国民の幅広い意見を反映
- 地域における男女共同参画センターの機能強化

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

発 令：平成 27 年 9 月 4 日号外法律第 64 号
最終改正：平成 29 年 3 月 31 日号外法律第 14 号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮

できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極

的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活におけ

る活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容

及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)
- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優

良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定め

る基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の

規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めな

ればならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報

の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二

項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することが

できる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次

に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

本法は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 24 号）によって、主に、次のとおり所要の改正が行われました。

① 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、一般事業主行動計画を定め、厚生労働大臣に届け出るとともに、女性の職業選択に資するよう、女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

② 常時雇用する労働者の数が三百人を超える一般事業主は、女性の職業選択に資するよう、女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供実績及び労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備実績に関する情報を定期的に公表しなければならない。

③ 厚生労働大臣は、認定一般事業主の申請に基づき、当該事業主について、女性活躍の推進に関する取組の実施状況が特に優良なものであること等の基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

④ 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、①は公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の概要

基本方針の位置付け

女性活躍推進法第5条の規定に基づき策定するものであり、女性の職業生活における活躍を推進する上での基本的方向や、事業主行動計画策定指針の策定、国による施策の実施、地方公共団体の推進計画の策定等に当たっての基本的な考え方を示すもの

第1部 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

○女性の職業生活における活躍の必要性

- ・働く場面において女性が力を十分に発揮できているとはいえない現状
- ・急激な人口減少局面における将来の労働力不足の懸念や人材の多様性(ダイバーシティ)の確保に対応

○女性の職業生活における活躍の推進の基本的な考え方

・法の対象

正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、既に働いている女性は当然のこと、これから働こうとしている女性も含め、自らの希望により、働き又は働こうとするすべての女性

- ・女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会～就業時間など働く場面における女性の思いを実現する～

トップの意識や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない約300人に上る女性の希望の実現が図られる。また、責任ある地位での活躍を希望する女性の割合が高まり、女性の登用が促進される。

このように、働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図る。

・行政の役割

事業主が取組を円滑かつ効果的に実施できるよう法に基づく必要な支援を行うとともに、女性に対する支援措置や、職業生活と家庭生活との両立のために必要な環境整備を図る。併せて、女性の働き方に中立的な税制・社会保障制度等に向け第4次男女共同参画基本計画期間中のできるだけ早期に見直しを行うなど、女性の職業生活における活躍の推進に資する制度改革を加速化させる。

・事業主の取組に必要な5つの視点

- ◆トップが先頭に立って意識改革・働き方改革を行う。
- ◆女性の活躍の意義を理解し、積極的に取り組む。
- ◆働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場を目指す。
- ◆男性の家庭生活への参画を強力に促進する。
- ◆育児・介護等をしながら当たり前にキャリア形成できる仕組みを構築する。

第2部 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

○事業主行動計画策定指針の策定に当たっての観点

- ・トップによる明確で具体的なメッセージの発信、長時間労働を前提としない働き方の構築、時間当たりの生産性の重視等による男女を通じた働き方改革への取組
- ・経験者採用や再雇用も含めた女性の積極採用、将来的な人材育成に向けた教育訓練、ロールモデルとなる人材育成、雇用形態の変更をはじめとする非正規雇用の女性への対応、社内・地域の女性のネットワーク構築等による採用から登用までの各段階の課題に応じた取組
- ・長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、ワークライフバランスに資する取組を人事評価に反映させる仕組みの検討等を含めた男女の働き方の改革、復職しやすい雰囲気づくり、男性による育児休業等の両立支援制度の活用促進等による職業生活と家庭生活の両立に関する取組の更なる推進
- ・男性の意識改革、両立支援制度利用の障壁や各種ハラスメントの背景となる固定的な性別役割分担意識の解消等によるハラスメントへの対策等
- ・「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」も踏まえ、積極的に取組を推進すること等による公的部門による率先垂範

第3部 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策

○女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ・長時間労働の是正等女性の活躍の推進に積極的に取り組む優良企業の認定、公共調達を通じた女性の活躍の推進、起業における女性の活躍状況の「見える化」の促進、中小企業の行動計画策定への支援等による女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
- ・非正規労働者の処遇改善推進策や正社員への転換支援の拡充、女子学生・生徒の理工系分野への進路選択支援等による希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置

○職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- ・管理職を含めた企業トップの意識改革に向けた啓発の実施等による男性の意識と職場風土の改革
- ・「待機児童解消加速化プラン」・「放課後子ども総合プラン」の確実な実行、長時間労働の是正・年次有給休暇所得の促進等に取り組む企業への支援、企業等へのテレワーク導入支援等による職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
- ・家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルの提示、妊娠・出産等による解雇等の不利益取扱い防止に向けた事業主に対する指導の徹底等によるハラスメントの無い職場の実現

○女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要事項

- ・国の推進体制 事業主行動計画策定の推進、フォローアップ（特定事業主行動計画の策定・実施状況、一般事業主行動計画の策定状況について、年一回公表）
- ・地方公共団体の推進体制 PDCA サイクルのある推進計画策定、相談体制（ワンストップ機能）や多様な主体による協議会の構築

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

発令　　：平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正：令和元年法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し 被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚

したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって

負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律

第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）

は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が

離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的差しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的差恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被

害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項におい

て同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人

が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取

り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項

第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類す

る共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受け

た者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該

被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改

正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

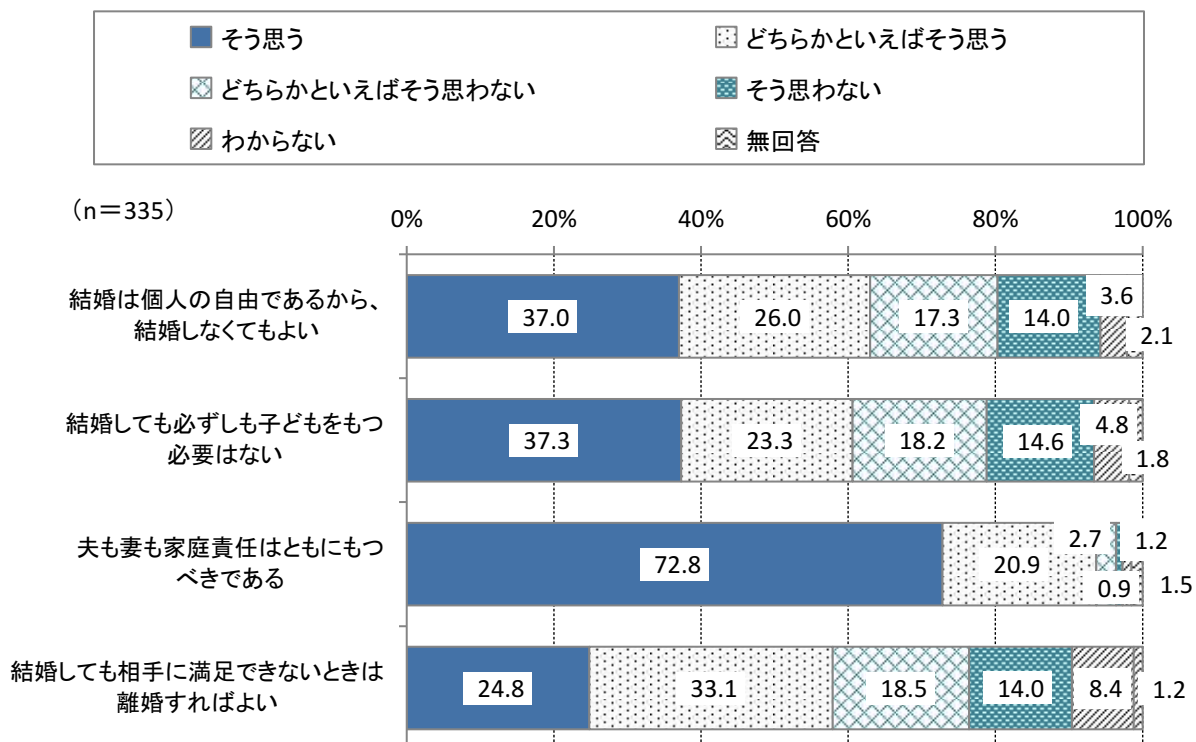
第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

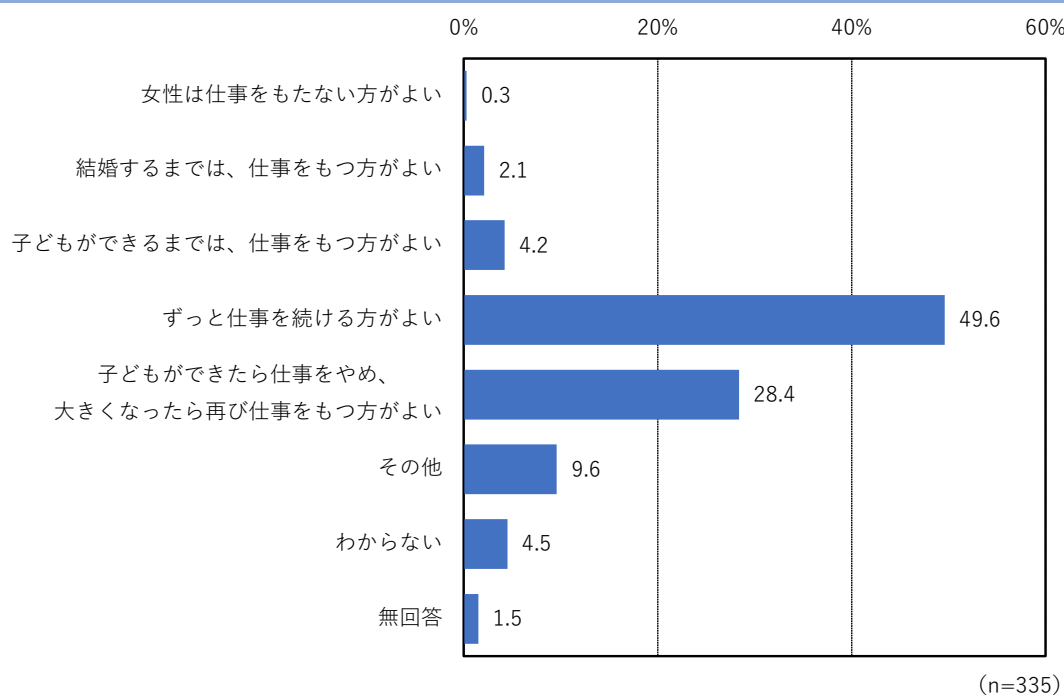
勝央町民意識調査の概要

《 一部抜粋 》

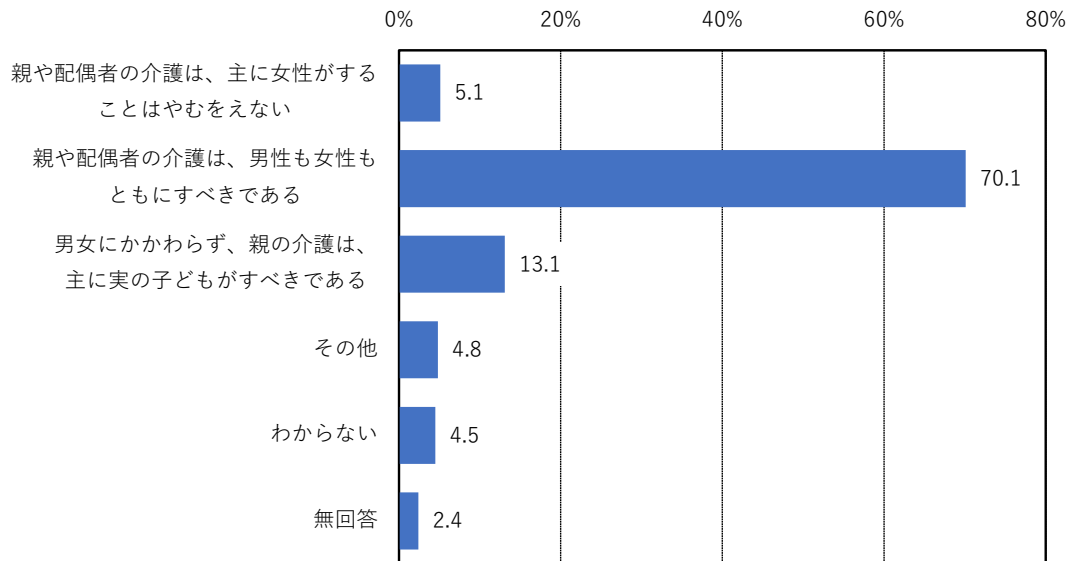
あなたは結婚や家庭についてどう思いますか。



一般的に女性が仕事をもつことについて、どのようにお考えですか。あなたの考えに最も近いものをお答えください。

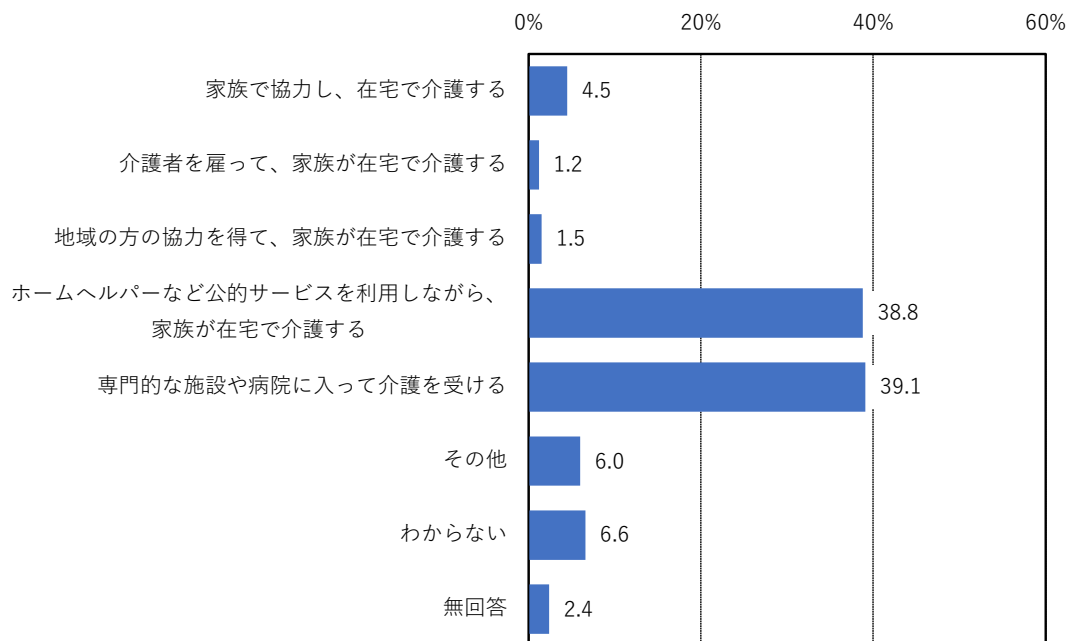


家族の介護を行うことについてどのようにお考えですか。



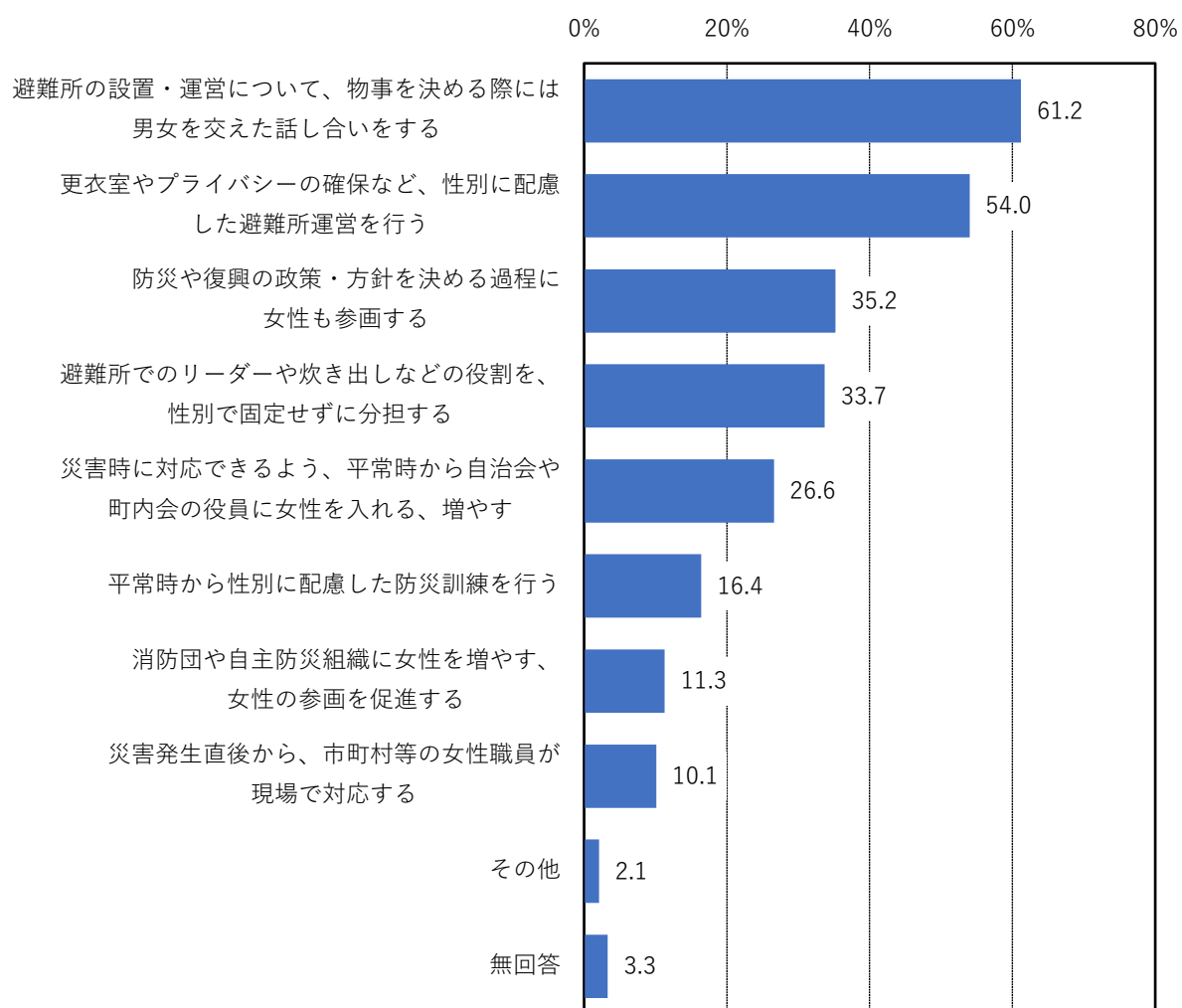
(n=335)

あなたは、家族の介護について、これからどのようにするのがよいと考えますか。



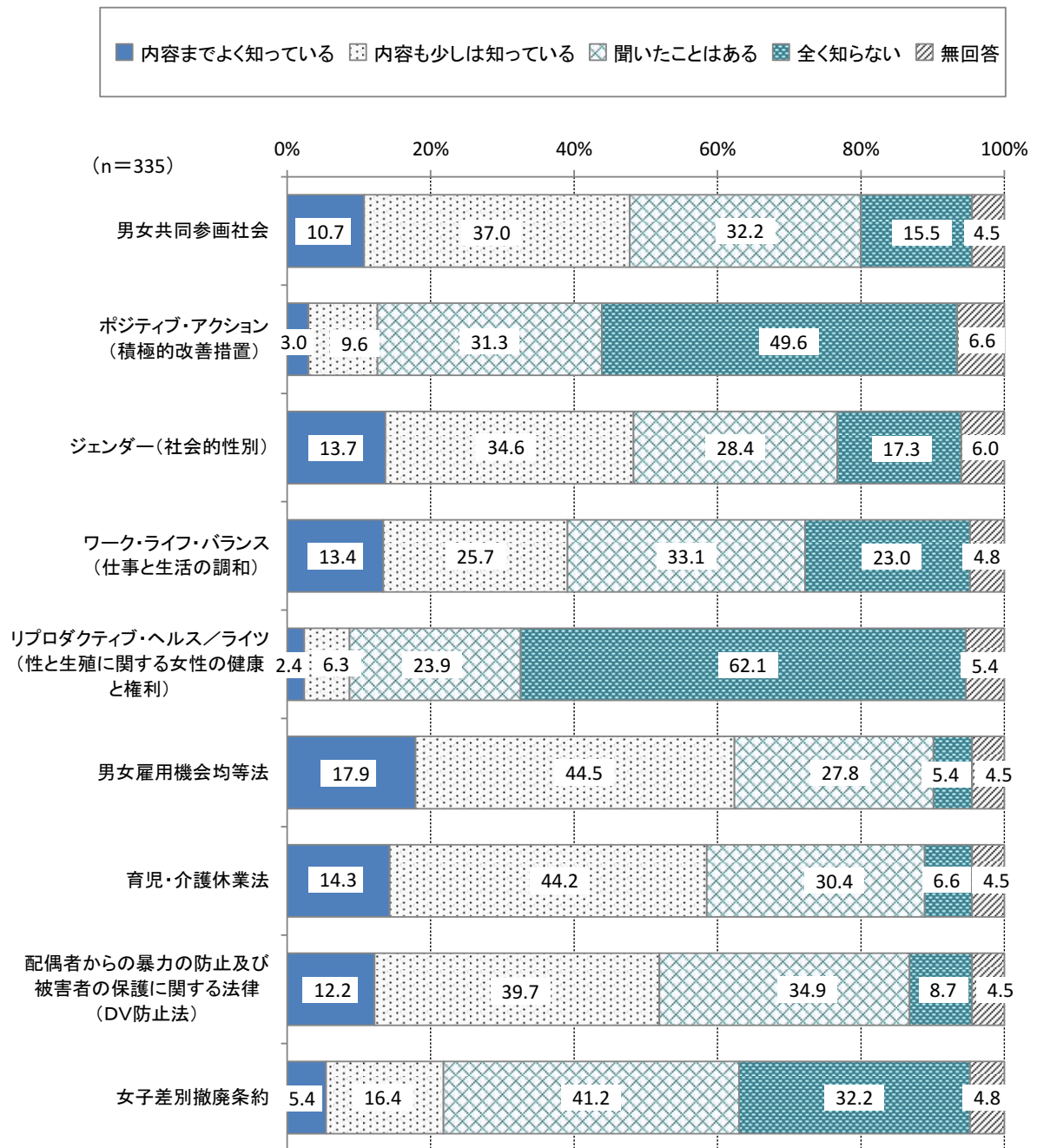
(n=335)

あなたは、性別の違いに気を配った防災・災害対応のためにはどのようなことが必要だと思いますか。

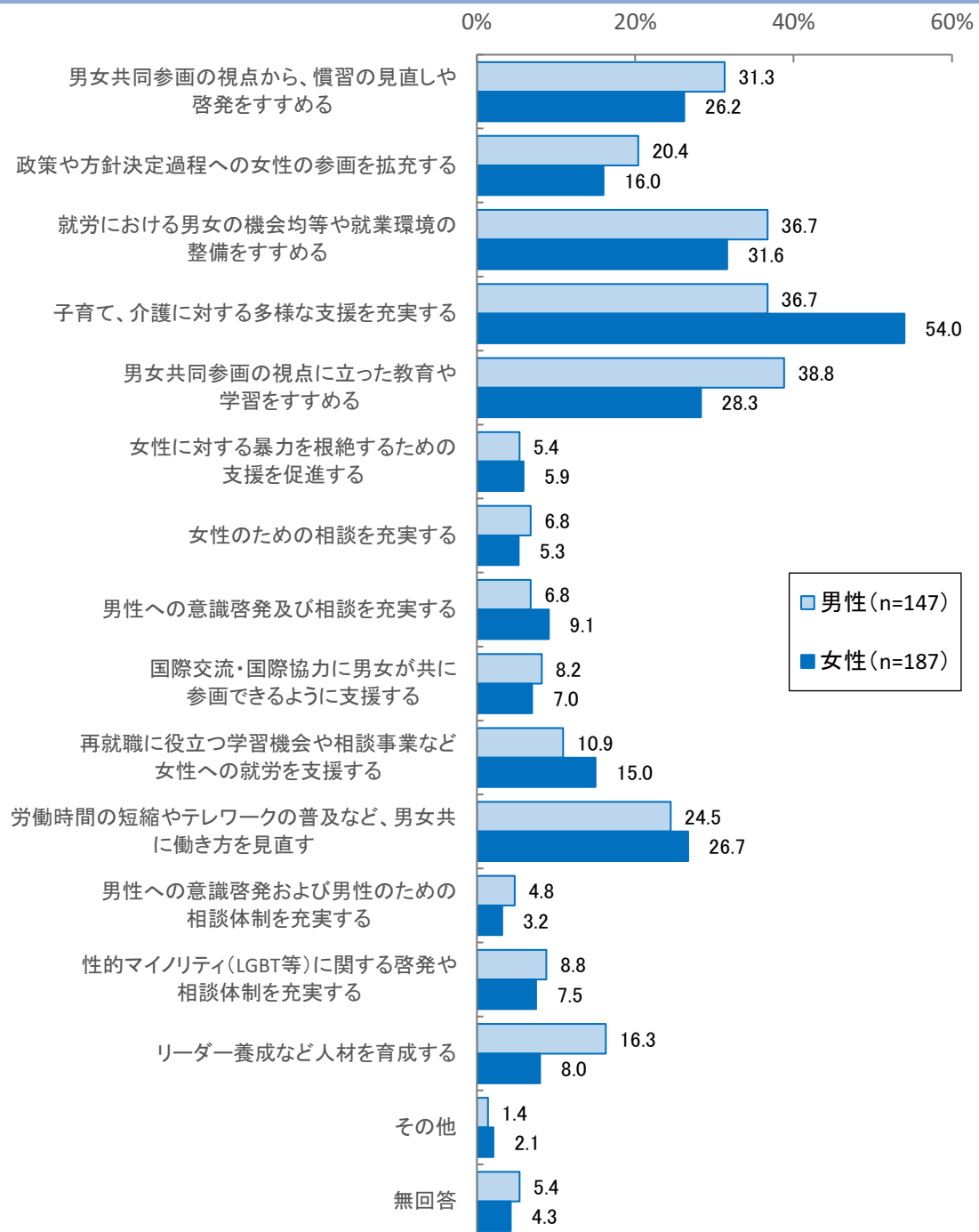


(n=335)

あなたは、次のような言葉や名称についてご存知ですか。



男女共同参画社会の実現に向けて、あなたは、今後どのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。(男女別)



第2次勝央町男女共同参画推進基本計画

～ 男女ともに安心して暮らせる 調和のまち 勝央町 ～

発行年月：令和4（2022）年3月

発 行：勝央町 勝央町教育委員会

〒709-4316 岡山県勝田郡勝央町勝間田 201

TEL 0868-38-3111 FAX 0868-38-3120

